

第九十一回国会 行政委員会議録 第六号

(一三一)

出席委員長		午前十時三十一分開議		昭和五十五年三月六日(木曜日)	
委員長 塩谷 一夫君		出席委員		地方行政委員会 調查室長 岡田 純夫君	
理事 中村 弘海君	理事 松野 大石	理事 小川 省吾君	理事 神沢 清君	理事 三谷 秀治君	理事 大石 千八君
理事 小演 新次君	理事 北口 幸泰君	理事 河村 勝君	理事 井岡 鮎名君	理事 井岡 素夫君	理事 井岡 淳君
理事 河野 工藤 雄哉君	理事 亀井 静香君	理事 岸田 駒君	理事 斎藤 細谷君	理事 亀井 善之君	理事 亀井 淳君
出席國務大臣	田島 吉井 光照君	田島 吉井 光照君	田島 吉井 光照君	田島 吉井 光照君	田島 吉井 光照君
自 治 大 臣	後藤田正晴君	後藤田正晴君	後藤田正晴君	後藤田正晴君	後藤田正晴君
國家公安委員會	吉井 光照君	吉井 光照君	吉井 光照君	吉井 光照君	吉井 光照君
出席政府委員	山田 英雄君	山田 英雄君	山田 英雄君	山田 英雄君	山田 英雄君
警察廳長官官房	北口 幸君	北口 幸君	北口 幸君	北口 幸君	北口 幸君
警察廳交通局長	河野 正君	河野 正君	河野 正君	河野 正君	河野 正君
警察廳警備局長	杉原 盤君	杉原 盤君	杉原 盤君	杉原 盤君	杉原 盤君
自治大臣官房署	久世 公堯君	久世 公堯君	久世 公堯君	久世 公堯君	久世 公堯君
議官	砂子田 隆君	砂子田 隆君	砂子田 隆君	砂子田 隆君	砂子田 隆君
自治省財政局長	宮尾 盤君	宮尾 盤君	宮尾 盤君	宮尾 盤君	宮尾 盤君
自治省行政局公務員部長	土屋 信雄君	土屋 信雄君	土屋 信雄君	土屋 信雄君	土屋 信雄君
消防廳長官	近藤 隆之君	近藤 隆之君	近藤 隆之君	近藤 隆之君	近藤 隆之君
委員外の出席者	津田 正君	丹羽 雄哉君	丹羽 雄哉君	丹羽 雄哉君	丹羽 雄哉君
自治省財政局財政課長	正君	正君	正君	正君	正君
出席委員		委員の異動		二月二十二日	
同日	同日	同日	同日	同日	同日
辞任 亀井 静香君	辞任 安藤 嶽君	辞任 敏夫君	辞任 田島 衛君	辞任 田島 衛君	辞任 田島 衛君
辞任 亀井 静香君	辞任 安藤 嶽君	辞任 敏夫君	辞任 田島 衛君	辞任 田島 衛君	辞任 田島 衛君
辞任 亀井 静香君	辞任 安藤 嶽君	辞任 敏夫君	辞任 田島 衛君	辞任 田島 衛君	辞任 田島 衛君
同月四日	同月三日	同月一日	同月一日	同月一日	同月一日
補欠選任 亀井 静香君	補欠選任 安藤 嶽君	補欠選任 敏夫君	補欠選任 田島 衛君	補欠選任 田島 衛君	補欠選任 田島 衛君
同月五日	同月六日	同月六日	同月六日	同月六日	同月六日
補欠選任 亀井 静香君	補欠選任 西中 清君	補欠選任 小川新一郎君	補欠選任 西中 清君	補欠選任 西中 清君	補欠選任 西中 清君
同月二十一日	同日	同日	同日	同日	同日
過疎地域対策緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)(予)	過疎地域対策緊急措置法の期限延長に関する請願(小沢辰男君紹介)(第八二九号)	過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(鶴岡兵輔君紹介)(第八七一号)	過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(林百郎君紹介)(第一〇一八号)	過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(小沢貞孝君紹介)(第九〇九号)	過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(清水勇君紹介)(第一〇一六号)
過疎地域対策緊急措置法の一部を改正する法律案(衆法第五号)	過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一二〇〇号)	過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(中坂善太郎君紹介)(第一二〇一号)	過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(小沢貞孝君紹介)(第一二〇二号)	過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(唐沢俊二郎君紹介)(第一二〇三号)	過疎地域対策緊急措置法の延長及び充実強化に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一二〇四号)
過疎地域対策緊急措置法の一部を改正する法律案(衆法第五号)	過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(中島衛君紹介)(第一二〇八号)	過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(中村茂君紹介)(第一二〇九号)	過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(羽田致君紹介)(第一二一〇号)	過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(下平正一君紹介)(第一二一〇号)	過疎地域対策緊急措置法の延長及び充実強化に関する請願(下平正一君紹介)(第一二一七号)
過疎地域対策緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)	過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(大原亨君紹介)(第一二一〇号)	過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(坂井弘一君紹介)(第一二一〇号)	過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(坂井弘一君紹介)(第一二一〇号)	過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(坂井弘一君紹介)(第一二一七号)	過疎地域対策緊急措置法の延長及び充実強化に関する請願(清水勇君紹介)(第一二一八号)
同月二十六日	同月二十六日	同月二十六日	同月二十六日	同月二十六日	同月二十六日

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)(予)

過疎地域対策緊急措置法の一部を改正する法律案(小演新次君外三十五名提出、衆法第一〇号)

過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(鶴岡兵輔君紹介)(第八七一号)

過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(林百郎君紹介)(第一〇一八号)

過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(小沢貞孝君紹介)(第九〇九号)

過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(清水勇君紹介)(第一〇一六号)

過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(中坂善太郎君紹介)(第一二〇一号)

過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(小沢貞孝君紹介)(第一二〇二号)

過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(唐沢俊二郎君紹介)(第一二〇三号)

過疎地域対策緊急措置法の延長及び充実強化に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一二〇四号)

過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(中島衛君紹介)(第一二〇八号)

過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(中村茂君紹介)(第一二〇九号)

過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(羽田致君紹介)(第一二一〇号)

過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(下平正一君紹介)(第一二一〇号)

過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(大原亨君紹介)(第一二一〇号)

過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(坂井弘一君紹介)(第一二一〇号)

過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(坂井弘一君紹介)(第一二一七号)

過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願(清水勇君紹介)(第一二一八号)

関する請願(林百郎君紹介)(第一三八三号)

三月一日

行政書士法の一部改正に関する請願(池田淳君紹介)(第一五二三号)

同(渡海元三郎君紹介)(第一五一四号)

過疎地域対策緊急措置法の改正に関する請願外一件(清水勇君紹介)(第一五七七号)

同月三日

退職地方公務員の共済年金・恩給等改善に関する請願(伊賀定盛君紹介)(第一七二七号)

同(波沢利久君紹介)(第一七八二号)

同(伊藤茂君紹介)(第一八三〇号)

同(井上普方君紹介)(第一八三一号)

同外一件(岩垂寿喜男君紹介)(第一八三二号)

同外二件(佐藤觀樹君紹介)(第一八三三号)

同外二件(佐藤誼君紹介)(第一八三四号)

同(関清正君紹介)(第一八三五号)

は本委員会に付託された。

二月二十一日

過疎地域振興対策に関する請願(栗山明君紹介)

(第五五七号)

は去る六日建設委員会に付託されたが、これを本委員会に付託替えられた。

二月二十一日

退職教職員の福祉向上に関する陳情書外七件

(東京都中央区日本橋本町一の八全国教職員互助団体協議会長宮崎勇二外七名)(第九二号)

過疎地域振興のための法律制定促進に関する陳

情書外一件(鹿児島市山下町一五の七九州各

県町村議会議長会協議会長上村時政外一名)(第一一七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一九号) 地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件

○塩谷委員長

この際、理事の辞任についてお諮りいたしました。

○理事加藤万吉君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

さよう決しました。

次に、理事の補欠選任についてお諮りいたしました。

ただいまの理事辞任に伴う欠員一名及び委員の異動に伴う欠員一名(計二名の理事が欠員になつておりますので、その補欠選任を行つのであります)が、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長は

○塩谷委員長 御異議なしと認めます。

○塩谷委員長

を理事に指名いたします。

○神沢 春君 及び 小濱 新次君

防に付ける件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。小濱新次君。

○小濱委員 地方の時代と言われる八〇年代最初

の自治大臣であり、しかも経験豊かで、八〇年代

を切り開くにふさわしい大臣だと私ども大いに

期待をいたしております。

日本国憲法では、地方に関する基本的な事項を規定し、地方自治を尊重すべきことをうたつております。今回、地方の時代と言われるよう

に、八〇年代は地方自治にとってきわめて大事な

ときを迎えた、こう思います。地方自治の発展の

上にいかに国づくりを推進するかということが憲法の精神にもかなうものであり、第十七次地方制度調査会の答申もこの認識が前提となつていています。大臣の八〇年代における時代認識をぜひこの際お聞かせいただきたい、このように思ひます。

○後藤田國務大臣 八〇年代といえば、よく世間では不確定の時代である、かのように言われておりますけれども、私は政治の場にある者としては、不確定の時代であるという言葉に甘えて先見性のない政治は絶対にやるべきでない、やはり政治は先を見て、国民の皆さんに目標を示して、進んでやつていくべきものである、かように考えます

が、そこで八〇年代で、不確定の時代でありながら、何が一番はつきりしておるか、それはやはり一つはエネルギーの問題であると思います。もう一つは、老齢化が急速に進む時代である。この二つを踏まえて、日本の産業の構造あるいは経済の変革、これにどう対処していくべきものであろうか。同時にまた、それに対処するためには、やはり何といっても経済情勢は厳しい、こう認識せざるを得ませんので、ならば、それに応じて経済の安定をどう図っていくのか。同時に、国全体の組織機構をどのように再編成すればいいのか、このようなのが大きな課題であろう。その際に、私ども地方行政に携わる者としては、今日の国全体の統治機構の中で、国と地方との関係、さらには国、地方と民間との関係、こういうような点について見直しをやらなければならない時代である

う、かように考えるわけでございます。

そこで、従来から制度としては私はわりあい

つぱにできてると思いますし定着もしておると

考えております日本のこの地方自治制度、しかし

ながらその中身を見ますと、とかく財政面における弱点といいますか、それが從来目立つておる

その関係でやはり国の側から、せつかく自治制度

はりつぱにできてるのだけれども、財政を通じてのいわば不必要といいますか過剰などといいますか、介入がとく行われておって、せつかくの地

方自治制度が完全に運営をせられておるとは私は見ておりません。そういうような意味合いから、この地方自治制度を国全体の仕組みの中で、どのようにあの制度が期待しておるような中身を持つていくのかというのが大きな課題である、かよう

に考えておりますので、そういう意味合いからも、同じような認識でございましょう、從来から地方制度調査会等においてもいろんな御建言を受けておりますし、ことにまた、非常によく御検討なさつてくださつておると思いますのは十七次の答申であろう、私はかように考えておりますので、まことに微力ではございますけれども、八〇年代の初頭に立つてこの答申の実現に向かつて――これは私は口で言うほどやさしい問題ではないと思います。同時にまた、相当粘り強いやり方で根気強く立ち向かつていかなければそう早急に実現できる問題とは思つておりませんけれども、あの答申の実現に向かつて微力ではありますけれども全力を注ぎたい、かように考えているよ

うな次第でございます。

○小濱委員 いろいろと展望といいますか構想といいますか、お話を承ったわけでございますが、いまのお話は抽象的な答弁、このように私は受け取めてお聞きをしておったわけでございます。しかしながら、いろいろと問題点を列挙をせられました。したがつて大臣として、これからこの場合地方の姿をどのように描いておられるのか、私はそうした現実の上に立つて具体的な対応が初めて可能になる、こう思うのでござります。

私もがいろいろと現地におりまして感ずることは、地方財政も緊縮型であると言ふ。あるいは、週休二日制の問題、大きな問題、もういろいろな問題がこれに集中して起こつておりますし、あるいはまた、人口急増あるいは過疎、あるいは超過負担の問題、そして私の方は東海地震もございましたし、それからいろいろな交通災害も大変な統計を見ておりますし、こういう問題について、八〇年代、八〇年代とこう言われて迎えた厳しい八〇年代の初年度を、総理大臣からその手腕力量

といふものを期待されて後藤田自治大臣が御就任になつたわけでございます。今までの大臣の立場とちょっと期待の度合いが違うと私は見ているわけです。したがつてこれからの方針づけというもの、いつまでも自治大臣をやつておられないと思います。総理大臣になるかもしれません、そうなつたときの時代認識から方針づけというものを持ちつとこで出しておいていただきたい、こう心から念願をしているわけです。役目は實に重大だと思います。そういう点でもつともつと決意をお持ちになつておられると思いますが、その方策を明確にお示しをいただきたい、このように思ひます。再度ひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○後藤田國務大臣 大変むずかしいことでござりますが、先ほど申し上げましたような基本的な物の考え方の上に立脚をしまして今日私どもがやるべきことは、一つは、国、地方を通ずる行財政の根本的な改革の一歩を踏み出すということ、もう一つは、地方分権、これを推進をしていく、それがための手立てを一つ一つ手のつくものからやつていかなければならぬ、かようになって考へておるような次第でございます。

○小瀬委員 順次具体的な例を挙げながら御質問を続けていきたいと思います。大臣からもう少しその決意表明があればと思つておつたわけですが、まことに私の期待が外れてしまつたわけですね。やむを得ないということでおつたわけですね。やむを得ないといふことで、具体的に一つ一つ例を挙げて御質問をしたいと思います。

最初は権限移譲についてであります。この問題については、地方の時代の具体化として各県、市町村間で権限移譲が進んでおります。この問題は、自治体の基礎であり、市町村に自治権の拡大をすることによって住民の意思に沿つた行政を進めることができない、これが基本であります。つまり事務事業の見直し、これが基本だ。その上に立つて機構に手を入れていく、同時に人に手を入れていく、そして最後は金に及んでいく、こういろいろと紙面をぎわしておる問題でござります。

いりますので、大臣から御答弁をいただきたいと思います。

○後藤田國務大臣 今日要請せられております行財政の改革の出発点は、事務事業の見直し、これが基本である、かように考へます。そういう立場に立つて今日の状況を見ますと、本来いえますが、こういった点でどうも事務配分というものが、こういった点でどうも事務配分といふものについてもう少し手を入れなければならない、こう思うのです。

そこで今日、地方団体相互間、つまり県と市町村の間にも、最近のよう情勢を踏まえて、県によつては真剣に取り組んでくれるような空気が生まれて、現に着手せられておる県も相当ございまします。非常にいいことだと思ひますが、それは県限りでいまの法制上できる限りとどまつておるのです。基本は、こういうような見直しといふのは、法令によつて決まっておるわけですから、法令から手を入れなければならない。だとするならば、たゞいま申したような事務配分をスムーズにやるためにには中央政府、つまり各省がそういったことに認識を深めて法令そのものの見直しをしないといふ、完全な意味合いで事務事業の見直しといふことはできないであります。かように考へます。

ところが現在は逆で、何でも中央がくちばしを入れなければ世の中はうまく仕事がいかぬ、こういうふうな物の考え方が横溢しているように思ひます。そこらはいま言われておる國、地方を通じます。そこらはいま言われておる國、地方を通じます。そこらはいま言われておる國、地方を通じます。

○小瀬委員 いかがでしょ、もう少しこのことについてのお答えをいただきたい、こう思います。

○後藤田國務大臣 仰せのとおりでござりますが、これはななかな口で言うほどやさしい問題だと私自身も思ひません。これは内閣全体が取り組まなければならぬし、各政党全体にそういうお気持ちは御支援を願わなければならぬと思います。

○小瀬委員 まさにこの問題でござりますので、お尋ねをしていただきたいと思います。

これは大臣の所信表明七ページの四行目、「国と地方公共団体との適切な機能分担を図り、國地方を通ずる行政の簡素効率化を進めるとともに、地方公共団体が地域の振興整備について総合的に対応できるよう自主的で責任のある地方行政を確立する必要がある」と考へます。このような見地に立つて國と地方公共団体との事務配分等について引き続きその改善に取り組んでまいりたいと存じます。」このようにおつしゃつておられました。

○小瀬委員 国の出先機関の存在による弊害、補助金行政の弊害は、これまでこの委員会でもどのくらい言いました。そこでこれは内閣の問題だ、という話もございました。私もそうだと思います。これは四閣僚間の問題にとどまる内容ではない。したがつて、当然この立場に立つて今日の状況を見ますと、本来いえますが、こういった点でどうも事務配分といふものについてもう少し手を入れなければならない、こう思ひます。

○後藤田國務大臣 私もお聞きしておりますので、大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。

○小瀬委員 私もお聞きしておりますので、大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。

○後藤田國務大臣 私もお聞きしておりますので、大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。

○小瀬委員 前委員会でも同僚の小川委員からの質問で、四閣僚の関係性をわれわれ伺いました。そこでこれは内閣の問題だ、という話もございました。私もそうだと思います。これは四閣僚間の問題にとどまる内容ではない。したがつて、当然この立場に立つて今日の状況を見ますと、本来いえますが、こういった点でどうも事務配分といふものについてもう少し手を入れなければならない、こう思ひます。

○後藤田國務大臣 私もお聞きしておりますので、大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。

○小瀬委員 前委員会でも同僚の小川委員からの質問で、四閣僚の関係性をわれわれ伺いました。そこでこれは内閣の問題だ、という話もございました。私もそうだと思います。これは四閣僚間の問題にとどまる内容ではない。したがつて、当然この立場に立つて今日の状況を見ますと、本来いえますが、こういった点でどうも事務配分といふものについてもう少し手を入れなければならない、こう思ひます。

○後藤田國務大臣 私もお聞きしておりますので、大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。

○小瀬委員 前委員会でも同僚の小川委員からの質問で、四閣僚の関係性をわれわれ伺いました。そこでこれは内閣の問題だ、という話もございました。私もそうだと思います。これは四閣僚間の問題にとどまる内容ではない。したがつて、当然この立場に立つて今日の状況を見ますと、本来いえますが、こういった点でどうも事務配分といふものについてもう少し手を入れなければならない、こう思ひます。

分、権限移譲は余り進展は見られない。八〇年代における地方の時代あるいは地域振興を図るために、まず国と地方間のこれらの問題解決にはいまや実行の段階、こう私どもは考へているわけでございますが、今後の方策、お考へをこれも聞かしておいていただきたい、こう思います。

○後藤田國務大臣 おっしゃるような考へのものに現在、政府としても行財政改革に取り組んでおるわけでございます。

そこで、地方に関連する事柄については四閣僚でやる、こういうことになつておりますが、その一つはやはり何と言つても、いま私は補助金といふものは性悪説に立つております。補助金はやはり国の施策を進めるために必要であるという前提に立つておるんですけども、弊害が目に余るという面がございますので、補助金の整理をひとつやらなければならぬ。同時に、国の過剰介入、それの一つの手段としてあるのが、現在官吏の身分といいますか国家公務員の身分を持つた職員が県の組織の中におけるという問題、あるいはまた地方に対する不信感といいますか、私はそれが背景にあるよう思ひますけれども、国の出先機関が県内に余りにも多過ぎるといったような問題、こういう問題からひとつ手をつけていくこういうことと、補助金については御案内のようすに今日、三千八百件も補助金の項目がございます。それを四年間のうちに一千件くらい減らそうではないかという件数の整理。しかし、金額がふえておるので意味がないじゃないか、こういう御議論がありますけれども、私はそうは思つておりません。件数が減るということで金額が同じであることは、補助金の一一種のメニュー化とありますから、これはやはりそれだけの進展があるわけですから、そういうような意味合いで補助金には手をつける。同時に、スクランプ・アンド・ビルトもやる、またサンセット方式を導入するといったようなことで取り組んでおるわけでございます。地方の県庁なんかにおるいまの国家

公務員、これについては六月三十日までに目撃をするわけでございます。

ただこれも、いよいよやり出したらなかなか容易ではないと私は覺悟しております。それは先日も参議院いろいろ御質疑がありました、登記所一つ整理するというのに大変な大騒ぎをいまして、しかも四十六年から五年間という計画で登記所の整理にかかつたところが、今日まだその整理は、完了どころの騒ぎじゃない、まだ半ばであるといつたようなことですから、先ほどお話をあつたように、こういう問題すべてが、総論は賛成だけれどもいよいよとなると、やれやれよと言つておった人たちが案外、置けよ置けよということになるわけなんですね。こちらが私はこの問題の一一番厄介な問題だという気がします。

ことに、地方団体に対しても私は多少言いたいことがあります。たとえばブロック機関を整理をすると、そして地方制度調査会の答申等の中にはそれをうたつておられる。ところが、それをよいよ政府がやろうとなると今度は、地方団体の長が先頭に立つて、それは困るという陳情をやられる。ここらにこの問題のむずかしさがあると私は思いますが、そういうふうに思つておられるので意味がないじゃないか、これが許されない時期にだんだん入ってきたなと思ひます。そういうふうなことで、こういうチャンスをとらえて一つ一つできるものから解決をしていきたい、かように考へております。

○小濱委員 大臣の決意の一端をお聞きすることことができたわけでございますが、大変な時代に選ばれて大臣になられましたんで、大いにひとつ御活躍を心から期待をしておきたい、こう思います。

○小濱委員 第十七次地方制度調査会の答申でございます。これが出ております。お答えをいただきたい、これがでございます。

ただこれも、いよいよやり出したらなかなか不容易ではないと私は覺悟しております。それは先日も参議院いろいろ御質疑がありました、登記所一つ整理するというのに大変な大騒ぎをいまして、しかも四十六年から五年間という計画で登記所の整理にかかつたところが、今日まだその整理は、完了どころの騒ぎじゃない、まだ半ばであるといつたようなことですから、先ほどお話をあつたように、こういう問題すべてが、総論は賛成だけれどもいよいよとなると、やれやれよと言つておった人たちが案外、置けよ置けよということになるわけなんですね。こちらが私はこの問題の一一番厄介な問題だという気がします。

ことに、地方団体に対しても私は多少言いたいことがあります。たとえばブロック機関を整理をすると、そして地方制度調査会の答申等の中にはそれをうたつておられる。ところが、それをよいよ政府がやろうとなると今度は、地方団体の長が先頭に立つて、それは困るという陳情をやられる。ここらにこの問題のむずかしさがあると私は思いますが、そういうふうに思つておられるので意味がないじゃないか、これが許されない時期にだんだん入ってきたなと思ひます。そういうふうなことで、こういうチャンスをとらえて一つ一つできるものから解決をしていきたい、かのように考へております。

○小濱委員 次に、超過負担についてであります。が、今日の中央集権的行財政構造の象徴的なものは何といつても補助金行政、これは先ほど大臣からお話をございました。これはまた、地方の超過負担を生じさせ、国と地方との財政秩序を乱していく。この超過負担の解消について、これまで何回もこれを論議されてきた問題でございますが、なつていいのです。大変な緊縮財政の中でなければ、この問題についてやはり御答弁をいただいておきたい、こう思います。

○土屋政府委員 ただいまお話をございましたように、この超過負担の問題は、国と地方との財政秩序を乱すだけではなくて、地方に過重な負担をかけようという方針でも臨んでおるわけでござります。また、県内にある国の出先機関、これにつけておられるのか。これは内容も持ってきておりましても、現業等を担当している面は別として、そうでないものについてはやはり六月三十日までにけりをつけよう、こういうことでやつておるわけでございます。

ただこれも、いよいよやり出したらなかなか不容易ではないと私は覺悟しております。それは先日も参議院いろいろ御質疑がありました、登記所一つ整理するというのに大変な大騒ぎをいまして、しかも四十六年から五年間といふ計画で登記所の整理にかかつたところが、今日まだその整理は、完了どころの騒ぎじゃない、まだ半ばであるといつたようなことですから、先ほどお話をあつたように、こういう問題すべてが、総論は賛成だけれどもいよいよとなると、やれやれよと言つておった人たちが案外、置けよ置けよということになるわけなんですね。こちらが私はこの問題の一一番厄介な問題だという気がします。

ことに、地方団体に対しても私は多少言いたいことがあります。たとえばブロック機関を整理をすると、そして地方制度調査会の答申等の中にはそれをうたつておられる。ところが、それをよいよ政府がやろうとなると今度は、地方団体の長が先頭に立つて、それは困るという陳情をやられる。ここらにこの問題のむずかしさがあると私は思いますが、そういうふうに思つておられるので意味がないじゃないか、これが許されない時期にだんだん入ってきたなと思ひます。そういうふうなことで、こういうチャンスをとらえて一つ一つできるものから解決をしていきたい、かのように考へております。

○小濱委員 財政局長の御答弁でございますが、公明党は超過負担解消法を毎年提出をしてまいりました。超過負担の解消の問題点は一つには、国と地方間の意見が違つてゐることにある、こう私どもは見てゐるわけです。要は、地方団体の要望を真剣に受けとめて、いま局長が言われましたように実態調査を進めながら進めていかなければなりません。超過負担の解消の問題点は一つには、国と地方間の意見が違つてゐることにある、こう私どもは見てゐるわけです。要は、地方団体の要望を真剣に受けとめて、いま局長が言われましたように実態調査を進めながら進めていかなければなりません。このことが大事になるわけなんです。そこで、国と地方の代表から成る超過負担調査委員会、こういうものをつくるべきであると私どもは考えておるわけでございますが、この点はいかがでございましょうか。これは大臣でしょうか、局長でしょうか。

○土屋政府委員 ただいま御提案をいただきましておきたい、こう思います。

すし、私どもとしてもこの超過負担解消のためにいろいろな努力をしなければならないと思つておりますが、直ちにいま言わされましたような調査委員会といったようなものまでやるかどうか、その点については私どもとしても確答はできないわけでござりますけれども、せっかくいま関係省庁、大蔵、自治それと関連の省庁と一緒になつて実態調査を進め、かなり微細に具体的な事例について調査をして解決に努めておりますので、私どもとしてはこれを続けてまいりたいと思っておるところでございます。御提案の点については、なおひとつ今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

○小瀬季貞 せごひと 御要旨を申し上げたい、こう思います。

人口急増についてであります、この人口急増地域の財源難打開のため、また公共施設の整備は緊急を要する問題になつております。神奈川県も六百三十万もう過疎の地域がないと言われるほどに流入人口、人口急増地域がもう次から次とメジロ押しという状態になつておる。そこで、高齢者扶助を中心とした人口急増地域に対する緊急措置法の立法化は、これは焦眉の急と考えておるわけでございます。緊急措置法の立法化、この問題についてははどういうお考えをお持ちでしようか、お答えをいただきたい、こう思ひます。

○土屋政府委員 人口急増地域におきます小中学校を初めとします各種公共施設整備のための財政運営需要が非常に増加しておる、そのため財政運営を圧迫をしておるということはもう御指摘のとおりでございまして、それに対処するためには私どもいたしましても、たとえば四十六年度以降、小中学校の用地の取得費に対する国庫補助制度まで設けましたし、その他校舎、屋内運動場等については、一般の地域よりも人口急増地域、児童生徒の増加地域については高率の補助をつくっておられます。幼稚園、消防施設についても同じでござります。そのほか、住宅公団等によります建てかえ施工の充実とか、また地方交付税なり地方債によ

ります運用に特別措置をとるといったようなこと等で、私どもとしてはできるだけ人口急増市町村に対する財政措置には努力をしておるところでございます。

ただいまは、そのための特別立法の制定についてお尋ねでございますけれども、それについては現在のところ考えていないわけでございますが、たとえば第五次の公立義務教育諸学校教職員定数等の改善計画の実施が予定されておるわけでござりますけれども、その際は、特に児童生徒急増市町村に多額の財政負担を生ずるということが予想されるわけでございますので、そういう立場についてでは、特に用地取得費等に係る国庫補助率の引き上げといったようなことも検討する必要があると思っておるわけでございまして、今後とも関係法令の改正とか予算措置等を通じて着実に改善が進められるよう努めてまいりたいと存つておる次第でございます。

○小瀬委員 お話をわかるんですが、人口急増地域対策特別措置法ではいろいろといま局長のお述べになつた高率補助という問題もありまして、これでは不十分なんだということなんですね。多額の財源を要する公共施設の整備に高率補助と一般財源の強化、これしかないであろう、こうも考えているわけでございます。たとえば一つの地域で小中学校を建てます。土地は見つかりましたが、地主さんは提供しますけれども替え地を下さない、売りません、こういうことで、その替え地が大変に高価なものになつていくというような、そういういろんな悩みが重なつてきているわけですね。どうしても高率補助と一般財源の強化、この必要性というものをわれわれは強調したいわけですがござりますが、この点については大臣いかがでしょうか。局長ですか、御答弁をお願いしたいと思います。

○土屋政府委員 御指摘のとおりだと存じます。先ほど第五次の教員改善の例を取り上げたわけですが、いますけれども、確かに用地自体がなかなかあります。

もござりますけれども、さらに、地価の上がつておる急増地域においては高率の補助制度といふものを持ち込まなければ対応し切れないとございまして、その申し上げましたように現在、各関係省庁で掲げております法律を改正することによって、あるいはまた予算措置を改善することによつて、かなりそれに応じていけるという気持ちは持つておるわけでございます。どこまで踏み切るかということになるとが問題であるわけでございますが、いまおつしやいましたような特別立法をつくつて、いまの金目以外の問題についても広く含めたものができますかどうかということについては、ちょっととにかく私もお答えしにくいけでございますけれども、國庫補助等の高率化ということとあわせて一般財源の充実ということは、これはもうおつしやるとおり今後とも十分進めていかなければならぬと思つております。

○小濱委員 ぜひひとつ御努力をお願いしておきたい、こう思います。

次に、交通安全対策特別交付金についてお尋ねをしておきたいと思います。

昭和五十五年度予算の概要、これは自治省のものでござりますが、この交通安全対策特別交付金の予算額は四百九十一億五千二百七十四万円、対前年度で二百十六億三千百六十五万余円の大変な減少になつてゐるわけです。もう本当に大変な使命があるにもかかわらずこんなにも減少になつてゐるその理由、これは自治省お答えいただきたい、こう思います。

○土屋政府委員 昭和五十五年度の交通安全対策特別交付金の予算は、ただいまお示しのございましたように四百九十二億ということでございまして、五十四年度の七百八億に比べて二百十六億、三〇・五%というお示しのとおりの大幅な減になつておるわけでございます。このような結果になりましたのは一つには、五十五年度に収入され見込み額、当該年度の見込み額が五百九十四億円ということで、前年の六百六十三億に比べて六

九億減るというふうに見込まれていて、五十四年度においては、五十二年度、前々年度の精算額が四十五億円ふえて五十四年度に送られてきたわけでございます。
○小浜委員 これは大臣はよく御存じのとおりなんです。まあ自治省は、総理府がいろいろと過程があつて、こういう形になつて出てきたんだどうと見ておりますけれども、このことは大変に重要な問題を含んでいるわけですね、そういうわけでお尋ねしたわけです。
警察庁にお尋ねをしていただきたいと思いますが、したがつて、関係のある最近の交通事故統計、その実態についてひとつお聞かせいただきたい、こう思います。
○杉原政府委員 お答えをいたします。
前半の交付金の関係が減りました理由でございまます、実は本委員会でも御審議をいただきましたおととし、五十三年道路交通法につきまして大幅的な基本的な改正が行われまして、多くの違反について、そういう違反が起つて、いわゆる背後関係といふようなものについて、既往の安全運転管理等の制度を強化することで、何とかそういう違法がなくて済むような交通秩序といふものをつくりたいということで、いろんな交通関係の規制並びに背後責任の追及の問題が取り上げられたわけあります。その結果、道路交通法違反が年々ふえておりましたが、五十三年の時点では大変に違反そのものが大きく減ってきたということございまして、そういうことでこの反則金の収入そのものが少なくなつておる、それがストレートに交付金の方に反映をしてきた、こういうことになつておるわけでございます。
それから、事故の発生状況でございますが、お

かげさまで交通事故による死者並びに一ヵ月以上の重傷者につきましては、昭和四十五年をピークに四十六年からずっと九年間連続減少てきておるわけでございますが、ただ、去年、おととしあたりから、交通事故の件数並びにけが人の数が余り減らないという状況が出ておるわけでございまして、そのと、特に年齢的に見まして、これは高齢化社会といふものも反映をしていると思いますが、お年寄りの事故が逆に増加する傾向が出てきているということで憂慮いたしておりますわけでございます。

○小濱委員 死者とか重傷者とかは年々わずかだけれども減少はしている、ところが子供とか老人だとかそういう軽傷者が非常にふえているんですね。これは何に起因するのかということなんですね。私どもも歩いてみて、安全施設というものがもう少し親切なものが欲しいな、そういうところが間々あるわけです。そういう点で、重要な財源の大幅減少、こうなったわけですが、警察厅として今後効果的な運用が図られるのかどうか。三九・幾ら、四〇%近く減ってしまったわけでしよう、ひとつお答えをいただきたい、こう思いました。

○杉原政府委員 この交付金も一つの大きな財源でございますが、全体的に交通対策というのはかなりの範囲にわたって総合的に進めていかなければならぬ問題でございまして、安全施設の整備の問題、あるいはドライバー対策の問題、あるいは交通警察力の整備というふうな全体の状況をいろいろ合わせながら、十分これからも対策を講じていきたいというふうに考えております。

○小瀬委員 国家公安委員長、元警察庁の長官もしておられまして、このことはもう私から何も申し上げることはないわけであります、人命の尊重ということは申し上げるまでもありませんが、この交通事故統計でお聞きのとおりであります。八〇年代に当たりまして、交通安全対策を基本的に行なうこれから進めていくお考えなのか。もう本当に施設も施してもらわなくちゃならない、あるいはまた見直しもさらにしてもらわなくちゃなら

○後藤田国務大臣 交通事故は、先ほど杉原局長からお答えしましたように、九年間連続おかげさまで減少しております。しかし、死傷者の数は依然として六十万に達しておるわけですし、やはりこれは一つ手を緩めますとまた逆行するということは目に見えているよう思います。それだけに交通事故対策は、今後とも一層強力に推進しなければならない。交通事故の防止についてはやはり総合対策が必要だと思います。

しかし、警察として担当している部面に限つて申し上げますとならば、一つはエクライプメント、つまり安全の施設。これはよほどよくはなりましたけれども、今後とも一層きめの細かい施設整備をやらなきゃならない。その点について、先ほど反則金の交付金のお話がございましたが、これは杉原君の答弁とのおりでございますが、やはり青切符でございますので、取り締まりの際にまず青切符をいきなり突きつけるというんでなしに、物によつては指導と注意ということを先行させておる結果ではなかろうか。したがつて、金が減ったからむやみやたらなやり方をやるということはこられは私、適当でないと考えております。

実は、この制度をつくるときもそういう意見があつたんです。あれは罰金類似のものでござりますから、地方団体に入ることはおかしい、全部国庫に入れろというような、これは大蔵省の主張です。それから地方団体の方は、取り締まりに当たる警察官は地方公務員だから、それによる青切符の反則金は都道府県に直接入れるべきでないか、これは大変な争いがあつたんですが、この両者の主張をよく考えてみると、うつかりすると、金がなくなるとむやみやたらな取り締まりをやるおそれがあったわけでございます。そこで、罰金類

似のものであるから国には入れましよう、しかしながら、それは取り締まりの件数その他によらないで、安全施設の整備状況を見て、改めてそれは全額各都道府県に交付をする、こういう制度をとったわけですから、私はこの金が減っていることはちっとも心配いたしておりません。しかし、やはり安全施設の整備は必要ですから、それに対する財源の付与、これは別の形で十分にやっていきたい、かように考えます。

もう一つはエデュケーション、教育の面であろうと思います。これは私は最近は宴会等をやつてみましても、車を運転していらっしゃる人は酒を飲みません。あるいはまた飲んだ場合には、その帰りはタクシーで帰るといったように、よほど進んできておると思いますね。しかし、こういう啓蒙活動でもありますか、交通ルールを守ろうやといつたような一般の方々に対する啓蒙運動というものは、民間団体等を通じてもさらに徹底をする必要がある。

それからもう一つはエンフォースメント、つまり取り締まりでございます。この取り締まりは私は、交通取り締まりというのは一休何だ、取り締まりのための取り締まりなんというのは下の下だ、そうじやなしに、やはり一つは事故をなくすということ、もう一つは、交通をスマーズに流すという基本の目的、これに着目をした適切な取り締まりをやっていくという、このスリーエの基本原則に立って、今後とも事故防止に全力を挙げていくのが警察の務めであろう、かように考えておるわけでござります。

○小濱委員 最後に、東海地震の警戒宣言発令時の交通対策についてであります。

去る二月二十一日警察庁は、東海地震の警戒宣言が発令された際の交通対策の最終計画を発表されました。それは地震の際、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、核燃料など危険物搭載車両については規制措置がされていないわけですが、これについては具体策を示すべきである、このようにも考えておるわけですが、この点いかがでございまし

○ 杉原政府委員 大変示唆に富む御指摘でござい
まして、危険物の運搬車両につきましては、やは
り第二次災害のおそれも大変にあるわけでござい
ますので、警戒宣言が発令された場合には、一般
車両以上に慎重な走行に移行する、できるだけ安
全な場所に避難することが必要であるというふう
に考えております。
ただ、今回決めましたのは、一般的なドライ
バーに対しましての最低限のところを基準として
決めておりますのと、もう一つは、こういった危
険物につきまして車種別、用途別に応じた具体的
な対策の問題につきましては、個別対策としまし
て、事業所あるいは業界というふうなものとの間
での具体的な指導をやっていくと、いうことがより
効果的であると思っておりますので、この面につ
きましては、それぞれ危険物に応じまして主務官
庁がございます。このところと連絡をとりまし
て、一般対策で今度示しましたもののほか、この
面での積極的な対策を今後十分やつていきたいと
いうふうに考へておるわけでございます。
○ 小濱委員 神奈川県は、東海地震の強化地域に
八市十一町含まれている。これはひとつ大臣、参
考までにお聞きを願いたいのですが、これは遠い
昔の話ですが、一七〇三年の元禄地震はマグニチ
ュード八・二、震源地は相模灘、一八五四年の安
政地震は八・四で、震源地は駿河湾、関東大地震
は七・九で、震源地は相模灘の大磯。ここにも記
録がございますが、各高波の記録も明確に残って
いるわけです。元禄地震での太島の高波は十メー
ター、あるいは千葉の先端でも十メーター、鎌倉
で八メーター、熱海で七メーター、伊東で八・八
メーターから十二メーター、これが元禄地震の高
波であります。それから、安政地震での高波は下
田で七メーター、これは細かく出ておりません
が、関東大震災では八メーターから六メーター程
度の高波になつております。

るんだそうですね、海から陸にすうつと帶状にながっている。そして多分、伊豆半島の下につながれているであろうということ。したがって、大概の大きなやつは駿河湾か相模灘。今回の東海地震も駿河湾であろうあるいは相模灘かという、そういう話も出ているわけです。

この神奈川県を通過する火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、核燃料、この核燃料だけでも、五十四年の三月五日から十二月三十一日までの神奈川県の通過件数五百五十一件になっています。こういうことで、さてあの東海大地震が想定されるようなものが発生したときにはどういう混雑が想定されるのであろうか、いろいろと現地ではそれなりの対策を練っているわけです。これは自治大臣としても大変要請があろうかと思いますので、財源的な御協力も賜らなければなりませんけれども、これは線引きをされた地域内と地域外と大変な開きがあるわけです。この地域の線を引かれた外側に人口急増地域がずっと並んでいるわけです。あるいはまた、横浜だと川崎には御存じのようなコンビナートが山をなしているわけです。

こういうことで、大災害になるとしても一つ危険視されるのは、危険物の交通量の中からどういうことが発生するであろうか、こういうことですから、規制措置がどうも具体策を誤っているのではないか、こういうことで、せひひとつ東海地震に対するトータル的に各自治体が真剣に、大変な財源を投入しながらセントラルをつくったり、そしてまたいろいろな避難地をつくったり道路を広げたりしている。そして高波が来たならば相模灘の地域はまともにかぶってしまうわけです。その高波をかのどらうか。うわっと来れば運転手さんはキーを抜いて置き放しで逃げちゃうのじゃないでしょうか。そうなった場合に本当に混乱が予想されるわけでございまして、これはひとつ大臣、このこと

に於いては本当に真剣に取り組んでいたに違ひない、こう思いますし、起きてからでは間に合いませんけれども、先ほどのお話をのように先取り政策をやつていかなければならぬ、事前に最小限度に被害はとどめいかなければならぬ、そういう立場からは大事な時期に自治大臣となられ、國家公安委員長になられたわけですから、特にその責務は重大でありますし、そういう立場で、何としてもこの時代認識ということとその方向づけというものをぜひこの際大臣から明確に聞いておきたい、こう思いましていろいろとお尋ねしておったわけでございます。東海地震について、最終的にひとつ局長、大臣からあわせて御答弁をいただきたい、こう思います。

土厅が窓口になつていろいろと相談されておりま
すけれども、自治省としてもこれは重大な関心を
持つておることでござりますので、そういう立
法措置等も含めていろいろ検討されなければならない
点については大変緊急にやらなければなら
ないと思つております。今後とも鋭意、そいつた立
法措置等も含めていろいろ検討されなければなら
ないと思つておりますので、努力をしてまいり
たいと思っております。

○小濱委員 終わります。

○塙谷委員長 三谷秀治君。

○三谷委員 昨年十二月の交付税の交付に当たつ
て、時間外勤務手当や共消費の負担金などの変形
支給、いわゆるやみ給与と言つておりますが、こ
れを行つた自治体、それから六月に支給された
ボーナス、これが国家公務員より上回る都道府
県、市町村、三百十二団体だそうですが、これに
交付税交付金の調整を行つた報道によりますと
ペナルティーという言葉を使っておりますが、こ
ういうことが行われたようあります。そして本
年二月には自治省は、地方公務員の退職手当を国
に準じて引き下げるよう指導通達を出していらっ
しゃいますが、これも実施しない場合には、いわ
ゆるペナルティーですか、交付金の支給調整の対
象になるわけでしようか、どうでしようか。

○土屋政府委員 いまお尋ねのございました前段
については、私どもとしては従来から、ペナルテ
ィーという言葉はむしろ私どもは否定をいたして
おりますが、財源的に余裕があるという点で特別
交付税の際に考慮をしておるということでござい
ます。

後段の点については、具体的に私どもまだ実態
がどうなつていくのかわかりませんし、それをい
まどうするということは考えておりません。

○三谷委員 国の意図に従わない場合に地方団体
の固有の財源を恣意的に調整をすることは問題が
あります、きょうはその問題については触れま
せんが、そのようにして調整措置をおとりになつ
ている。ところが自治省のこの指導措置、それか
らこの問題意識が公務員の労働者に限られており

大臣も行政改革の問題をしばしば口にされます
が、行政改革というのは単純な人員整理や行政整
理であつてはならぬのであって、いまの時代、今
日における行政改革というのは、国民の意識が明
らかに示しておりますように浪費や冗費の節減で
あります。それから不正腐敗の一掃であります。
そして行政の簡素化、民主化、これがいま国民が
求めております行政改革であるうと思いますが、
その点からしますと、地方と国の財政構造の中で
是正すべき問題が数多くあります。その一つの例
が、最近問題になつております広島県の空出張問
題であります。

広島県では十億円の不正経理、これは出張もし
ないのに出張したといって予算を落として、それ
で主として中央官庁の役人の接待に充てたなどいう
事件であります。十億円と申しますと鉄建公団
の二倍半に及ぶ金額であります。その大半が部長
や次長による二次会、三次会の宴会を含む中央省
庁役人の接待費である、あるいは、中央官庁の役
人が来県したときは必ず接待がつきものになって
おる、二次会、三次会をみずから要求する中央の
役人もおるというふうなことが調査の中で明らか
になつてきておるわけであります。

そこで、こういう問題が内部から告発されまし
て、この不正経理問題は県の監査委員会それから
知事の特別監査等によりまして金額がかなり出て
おりますが、もちろんこれは監査件数が限定され
ておりますから十億は全部は出ておりません。い
ま出ておりますのは、五十三年度執行の知事部局
の旅費の約二億八千万円のうちの七・一%に相当
します千九百九十八万円、企業局の旅費七百八
六万円の一・二・三%に相当する九十七万円など、
合計しまして二千二百九十七万円の空出張が確認
されておるわけであります。また、知事の特命に
よりまして行われました監査委員によります特別

監査によりましても、五十四年度十二月末分までの監査結果においても、知事部局で六百九十六件、千五百五十六万円、それから企業局で十六件、六十六万円の空出張が確認されております。これは検査率がごくわずか六、七%に満たないものでありますから、全貌はもちろんもつと多額に上るわけであります。こういう事態が明らかになつております。こういう事態に対して自治省はどのような見解をお持ちなのか、そして、公務員の給与などにつきましては厳しい財源の規制をするわけであります。こういう事態が明らかになつております。この点についてはどうでありますか。

○砂子田政府委員 ただいまお尋ねの接待の御質問でございますが、どうのうな处置をおとりになるのか、お聞きしたいと思います。

この必要のためにそれの経費を計上いたしております。これらは一つは交際費ということがありますし、そのほか、各種の会議に伴いまして茶葉や昼食等のための食糧的な経費として需用費の中に実は予算上組んでいるわけでございます。

このような経費はただいま申し上げましたように、それぞれの職にある人たちが必要のたびに費消されるものであります。予算計上に当たりましては、これらの経費はやはり必要最小限度にとどめるべきものだと思います。住民の疑惑や不信を招くことのないような予算の厳正な執行を心がけるべきものであるというふうに考えております。

このように経費はただいま申し上げましたように、それぞれの職にある人たちが必要のたびに費消されるものであります。予算計上に当たりましては、これらの経費はやはり必要最小限度にとどめるべきものだと思います。住民の疑惑や不信を招くことのないような予算の厳正な執行を心がけるべきものであるというふうに考えております。

このように経費はただいま申し上げましたように、それぞれの職にある人たちが必要のたびに費消されるものであります。予算計上に当たりましては、これらの経費はやはり必要最小限度にとどめるべきものだと思います。住民の疑惑や不信を招くことのないような予算の厳正な執行を心がけるべきものであるというふうに考えております。

このように経費はただいま申し上げましたように、それぞれの職にある人たちが必要のたびに費消されるものであります。予算計上に当たりましては、これらの経費はやはり必要最小限度にとどめるべきものだと思います。住民の疑惑や不信を招くことのないような予算の厳正な執行を心がけるべきものであるというふうに考えております。

このように経費はただいま申し上げましたように、それぞれの職にある人たちが必要のたびに費消されるものであります。予算計上に当たりましては、これらの経費はやはり必要最小限度にとどめるべきものだと思います。住民の疑惑や不信を招くことのないような予算の厳正な執行を心がけるべきものであるというふうに考えております。

○三谷委員 えらい私の質問に対する

お答えになつていません。何か一般的な予算といふもの

の説明のようありますけれども、いま私は内容

についてお尋ねしたのです。空出張によつて捻出

しました経費、これをせんべつだと祝いだとか見舞い等の内部交際費、主として幹部職員用に充てていたという内容が一点であります。もう一つは、中央の官庁の役人の接待等に使つておつたと

いうのが一つであります。こういう行為についてどうお考えなのか。県もこの点につきましては誤りを認めまして、これは県民の批判を受けまして幹部職員に対する処分を行つております。この中には自治省の経験者、自治省の出向者などもおられるはずであります。その点についてはどうでありますか。

○砂子田政府委員 今回の処分を受けました中に自治省関係者が含まれておるかということでござりますが、自治省に在籍したことがあるということがありますれば知事以下七人でございます。

○三谷委員 それだけじゃないですよ。いまの質問にも一度答えてください。そういう行為について自治省はどうかと言つているのです。

○砂子田政府委員 先ほど申し上げましたように、交際費なりそれの予算の科目で支出をされるようなものにつきましては、それなりの予算上の経理をいたすべきものだと思いますが、空出張なりその他の名目でそのようなことに使用するということは遺憾なことだと存じております。

○三谷委員 いまおっしゃいます点は、基本的にはその立場をとるべきだと思います。しかし御承認のように地方自治法におきまして、助言、勧告あるいは財務監視だとか適正な事務処理の確保措置だとか、国がとるべき責任もまたあわせてあるわけであります。ですから、たとえばいま自治省がいろいろな形で財政調整などをやろうとしている問題、これは主として公務員労働者に係る問題でありますけれども、その問題はそのようにして、ペナルティーは正確ではないとしましても、とり方によつてはそのような処置もとられておる。ところが、このようなく不当な浪費、乱費についてはその処置がないというのは、合理性を欠くわけじゃないでしょうか。大臣、どうでしよう。

○三谷委員 いまのお話でございますけれども、予算は適正に執行するという形でなければならぬことはもう当然でございます。ただ事柄自体が、適正に組まれた予算は適正に執行するという形でなければならぬことはもう当然でございます。

○三谷委員 いまのお話でございますけれども、予算は適正に執行するという形でなければならぬことはもう当然でございます。

その基本は財源があるから出しておるんだ、だから交付税等におきまして調整するのはやむを得ないということが自治省が一貫しておとりになつてゐる態度だ。ですからその点からいきますと、こういうふうな予算の不正不当な執行をして、大変な浪費や冗費をしているということも論理的には同じことなんだ。財源があるという状況が背景にあることは明らかなかつだから、扱うならば同じよう扱つていかなければならぬ。労働者の方の支出に対しては罰則的な財源の調整もやる、そうでなしにそれよりもと乱暴な乱費、浪費については、これは地方の問題だから地方の自主的な権能で、こんなことをおっしゃつてはいる。これは一貫をしませんじやないですか、これを一つお尋ねします。

○土屋政府委員 先ほどの質問との関連でございますが、私どもがいま特別交付税で調整をいたしておりますのは、その支出が違法であるとかどうとかということではなくて、結果的には国の水準であります。つまりは、その支出が違法であるとかどうとかといふことではありませんが、大体地方団体の監査委員といつてあります。それが、役人の古手が二人ぐらい、それから県の議会のOBが二人ぐらい、これが監査委員を構成しているわけであります。これが大変監査能が弱い。これは地方制度調査会でも問題になつておりますけれども、これではなかなか膨大な機

税の算定上、財源的に余裕があるということで調整をしておるということでございます。

ただ、いまのお話の問題は、予算に組まれたものの違法な支出ということで、いまの例に限らず、いろいろなケースがあらうと思われますが、そういうふうに調整するかということになりますと、こういった中身全体について、財政という面からどうこたえていくかというのが大変大事なことであるうと思います。国がこれに対して個別的にいろいろな干渉をするというやり方が正しいのいろいろな干渉をするというやり方が正しいのか、住民みずからがこれを正すのが正しいのか、その辺はいろいろな議論がありますが、一義的には、いろいろ県にあります議会でありますとか監査委員でありますとかそういう批判を待ち、さらには、住民の方からそういういろいろな問題が提起されて、それが県政なり市町村政なりの全体の信頼を保つ方向への行政執行ができるようしていくというのが基本的な問題だらうと思います。

構の監査ができないという問題も現実にはあるわけがありますが、これについてはどうお考えですか。

○土屋政府委員 最初の問題でございますが、率直に申し上げまして、いろいろと地方団体でいまの旅費なりその他の事業費を組まれるときには、それぞれの地方団体の実態に応じて必要量を組まれるわけでございます。その中では、多分各県ごとに給与にも差がございますように、いろいろなもの予算の配分にも差があると思うのでござります。そういう中で、実態に応じて使う予定のものが、いまのような例もござりますれば、あるいは職員個人が法に違反した不正出張ということをやるかもしれませんし、残念ながらこれはいろいろなケースがあると思うのでございます。そういうものを全部実態を把握し、それを財政面でどうするということになりますと、これは財政面で調整する範囲を超えてると思うのでございまして、事柄によっては確かに、それは本来不正に使うだけの余裕があるならばかへ回すべきだったということがあるのかもしれません。それは公共団体の中における予算の組み方の問題とも絡むわけでございます。そういうことを考えますと、私は、いざなふるな方法であります。そういうことでございますから、私どもとしてはその範囲にとどめておきたいと思っております。

○砂子田政府委員 監査委員につきましては、いまお話しのように、県におきましては一般の方から二人、議員の方から二人という形で選任をされているのが通常でございます。本来、監査委員の権限は、私から申し上げるまでもないことであります。会計検査院のように非違の摘出をしているわけではございませんで、公正な行政の確保を図るというのがその任務になっているわけであります。したがいまして、その監査の結果が適正に反映されまして、その公共団体における運営が適正なるようにといふ

うに努めているわけです。そのためにはどういう人がいいかということがしばしば問題になつております。御案内のとおり、議員を二人選ぶ前には

から一人も出ておりませんでした。現実にいろいろな公共団体の内部事情から見まして、もう少し議会内部からの牽制があつていいではないかといふ御批判があつて、これはまた議員を二人選ぶというかつこうになりまして、現在の監査委員制度を形成いたしているわけです。

しかし、これとてもいまお話をありましたように、役人の古手がなつておるというお話ですが、現実に役所の内部を見ました場合に、だれが一番よく把握しているかということになりますと、やはりその辺に知識、経験のある人を選ばざるを得ないということで一人をO.B.から選ぶ。しかしながら、県によりましては公認会計士を選びましたりあるいは経理士を選んだり、いろいろな方法であります。こういう自治省から派遣された方々、あるいは今後自治省に帰る場合もあるわけであつて、概して帰る場合が多いわけですから、一般的には出向的な扱いになつておるわけであります。

一方制度調査会におきましてもまた最近問題になつたのは、このうちのこういう行為について、どう

かし、これは先ほどお話をありましたように、地方制度調査会におきましては公認会計士を選びましたりあるいは経理士を選んだり、いろいろな方法であります。こういう人たちのこういう行為について、どう

かし、これは先ほどお話をありましたように、地

方制度調査会におきましては公認会計士を選びましたりあるいは経理士を選んだり、いろいろな方法であります。こういう人たちのこういう行為について、どうかし、これは先ほどお話をありましたように、地

方制度調査会におきましては公認会計士を選びましたりあるいは経理士を選んだり、いろいろな方法であります。こういう人たちのこういう行為について、どうかし、これは先ほどお話をありましたように、地

方制度調査会におきましては公認会計士を選びましたりあるいは経理士を選んだり、いろいろな方法であります。こういう人たちのこういう行為について、どうかし、これは先ほどお話をありましたように、地

方制度調査会におきましては公認会計士を選びましたりあるいは経理士を選んだり、いろいろな方法であります。こういう人たちのこういう行為について、どうかし、これは先ほどお話をありましたように、地

ござりますので、自治省には籍はございません。O.三谷委員 そうしますと、また自治省に帰つてくるときに改めて就職、こうなるわけですか。

○砂子田政府委員 そのとおりでございます。

○三谷委員 いずれにしましても、自治省の出身者などが現地にておつて、いわゆる自治省が一定の指導機関としての任務を持つものでありますから、そこから出向したのが同じように共謀して組織的な不正經理を行つていうようなことがあります。これはどこの団体でもそういう事態がたのでは、これはどこの団体でもそういう事態が

一般的に生じてくる可能性があるわけであります。こういう自治省から派遣された方々、あるいは今後自治省に帰る場合もあるわけであつて、概して帰る場合が多いわけですから、一般的には出向的な扱いになつておるわけであります。

○砂子田政府委員 広島県だけをとって考えてみると、実はその県の中にも知事さんや副知事さんが、自治省に在籍したという意味ではあります。この中で、御所見を聞きたいと思うのです。

○砂子田政府委員 広島県だけをとって考えてみると、実はその県の中にも知事さんや副知事さんが、自治省に在籍したという意味ではあります。この中で、御所見を聞きたいと思うのです。

○三谷委員 あなたのお答えを聞いておりますと、こういう五十名からの処分を出した予算の不正經理、これについて何らの責任感、罪悪感をお持ちでないようだ。おっしゃつていることを聞いていますと、悪いと思ってやつていいだらうといふふうに考えております。

○三谷委員 あなたのお答えを聞いておりますと、こういう五十名からの処分を出した予算の不正經理、これについて何らの責任感、罪悪感をお持ちでないようだ。おっしゃつていることを聞いていますと、悪いと思ってやつていいだらうといふふうに考えております。

○三谷委員 さつき何か個人として空出張するとかなんとかいう話がありましたが、個人の空出張といふふうに考えております。

○三谷委員 さつき何か個人として空出張するとかなんとかいう話がありましたが、個人の空出張といふふうに考えております。

○三谷委員 さつき何か個人として空出張するとかなんとかいう話がありましたが、個人の空出張といふふうに考えております。

申し上げましたように、綱紀の廉正なり浪費の問題といふのは厳しく自省すべきものであります。一般的にそれがよかれと思ってむだに費用を使つてゐる人はだれもないのだろうと思います。

○砂子田政府委員 その意味では、私たちも含め全体的に、現在のよくな社会情勢の中では自肅すべきであるし、綱紀の廉正をもともと唱道しているわれわれといたしましても、そういう線に沿つて今後とも行政の執行に携わっていきたいと考えております。

○三谷委員 あなたのお答えを聞いておりますと、こういう五十名からの処分を出した予算の不正經理、これについて何らの責任感、罪悪感をお持ちでないようだ。おっしゃつていることを聞いていますと、悪いと思ってやつていいだらうといふふうに考えております。

○宮尾政府委員 広島県が御指摘のあった事件につきまして、行政体質改善対策を早急に定めまして、その中でいまお話しにございましたように、共済施設以外の施設を利用して夕食、会食等をやる場合には、一万五千円以内という基準を定めていることはお説のとおりでございます。ただ、この改善対策の中で決めておりますのは、すべてそういう形で行うということではございませんで、たとえばお茶程度で終わる場合には、茶葉ならば一人当たり三百五十円を限度とする、それから、昼飯ならば一人当たり千円を最高限度とするといふふうにそのほかの基準も定めておりまして、どうしても必要と認める夕食の場合にもできるだけ共済の施設を使う、それから共済の施設を利用できない場合に最高限度一万五千円、こういうようない定めをしておるわけでございます。したがいまして、私ども改善対策を見ました範囲内では、そういう常に酒の席を前提とするような会食等を行なうという考え方を持つておるわけではありませんで、必要な場合にはその最高限度はここまで、こいうい基準を決めて接待等についての適正な運用を図つていこう、こいうふうに改善対策では決めておるというふうに理解をいたしております。

○三谷委員 一万五千円までならというのには、そ

こまでは認めるということであって、要するに酒食を伴う場所ですか宴会ですか、そういうものを一掃するという立場には立っていない、このことは明らかであります。そういう古い体質をいま改善することが行政改革の一一番中心的な課題ではないのかということを、私はお尋ねしたいわけであります。そしてなお、県は接待のための費用としてなお、やみ給与あるいは空出張、そいつた不正経理、これは許されないことはあたりまえの話でございます。私としては、国にしろあるいは公共団体にして、すべてのことはきちんと筋を立てて予算に計上するものは計上する、その計上した予算を適正に執行するのだ、原点は何かといえども、八千八百三十万あります。そのほかに、五十二年度促進運動費が千九百万円、要するに政府に対する予算陳情であります。五十四年度で促進運動費が四千百八十三万円、この中に予算獲得運動費だと地方支部総会に各省の出席旅費などというものまでちゃんと費用として組まれておるわけであります。

都市再開発促進協議会というものがありますと、これは五十四年度の総会の記録によりますと、三十九府県七十三市町村が参加しておりますが、これが五十四年度の通達というものが大変一般的であります。精神訓話的な内容になつていて、精神訓話的な内容になつていて、人件費等につきましては、なかなか具体的であつてきわめて厳しくなつてきておるわけです。だから同じように扱つていくべきだ。たとえば先般予算委員会で聞きました「赤坂村日記」を見ましても、地方自治体が建設省や厚生省や大蔵省などを接待している。これは一人四万五千円と言つておりますが、そういうところ

金を使っていくわけです。大阪市の交通局、水道局の五十三年度の決算を見ますと、六千四百万の接待費を使つていて、事業促進費の中には、予算獲得及び法律改正に伴う各省、建設省なりとの懇談会十八万円、十回、こいうのがちゃんと予算化されておるわけであります。このようにしまして、陳情政治そのものに問題

があります。したがつて、そういうものには本来、交際費なりあるいは需用費なりこういうものにはきちんと上げるべきである。その金額等については、当該地域における社会常識の範囲内でやるべきであります。同時にまた、いかなる場合に接待をするかあるいは会食をするかといったような問題もあると、必要最小限にとどめるべきであることは申し上げるまでもありません。そういうような観点で、予算の立て方自身から見直さなければならぬと私は思います。

ところが、その見方が足りなかつたのでしょう。いずれにいたしましても、あいつた不祥事が起きたわけでございまして、御質疑の内容については一言の言いわけもするつもりはいささかもございません。したがつて広島県知事としては、みずからを罰し、同時にまた、それに関与しておった職員、何十名か知りません、三、四十名でしょ、処罰をしたはずでございます。そして新しく綱紀爾正を厳正に守つていこうではないかと、いうことでやつておるわけではございませんので、私としては今後の広島県のやり方を見ていただきたい

と思います。なお、やみ給与あるいは空出張、そいつた不正経理、これは許されないことはあたりまえの話でございます。私はここに日本下水道協会の五十二年度決算と五十四年度予算を持っておりますが、ここで五十二年度決算歳入額が五億八千二百万であります。建設省都市局に対する調査委託料といふてあります。私があります。これはどういうものか私はわかりませんけれども、八千八百三十万あります。そのほかに、五十二年度で促進運動費が千九百万円、要するに政府に対する予算陳情であります。五十四年度で促進運動費が四千百八十三万円、この中に予算獲得運動費だと地方支部総会に各省の出席旅費などというものまでちゃんと費用として組まれておるわけであります。

○砂子田政府委員 ただいまお話をありましたように、各種の団体が予算の陳情あるいはその他事業のいろいろなことで各省に陳情するということのためにいろいろな経費を使う、先ほど大臣から申し上げましたように、地方公共団体の仕事といふのはすべて租税で賄われておるわけでありますから、そういうものにつきましては厳正な執行をすべきではないか、頂門の一針を示すべきではないかということを地方の住民もひとしく考えておられますけれども、これについては大臣、いかがであります。

たが、予算陳情、役人接待のための特別組織をつくっている。たとえば土木協会。広島県も土木協会というものが問題になつておりますが、五十三年度で四千万円、五十四年度で三千三百万円、これが陳情費、予算獲得費、いわゆる接待費となつてゐる。愛媛県の土木協会でもそうであります。大臣の地元の徳島県におきましても、治山林道協会でありますかこういうものができます。五十四年度の事業促進費、接待費七百九十万円というふうになつております。これはごく部分的な指摘でありますが、こういうものを各自治体で抬げ上げますと無数にあるわけであります。私はここに日本下水道協会の五十二年度決算と五十四年度予算を持っておりますが、ここで五十二年度決算歳入額が五億八千二百万であります。建设省都市局に対する調査委託料といふてあります。私があります。これはどういうものか私はわかりませんけれども、八千八百三十万あります。そのほかに、五十二年度で促進運動費が千九百万円、要するに政府に対する予算陳情であります。五十四年度で促進運動費が四千百八十三万円、この中に予算獲得運動費だと地方支部総会に各省の出席旅費などというものまでちゃんと費用として組まれておるわけであります。

都市再開発促進協議会というものがありますと、これは五十四年度の総会の記録によりますと、三十九府県七十三市町村が参加しておりますが、これが五十四年度の通達というものが大変一般的であります。精神訓話的な内容になつていて、精神訓話的な内容になつていて、人件費等につきましては、なかなか具体的であつてきわめて厳しくなつてきておるわけです。だから同じように扱つていくべきだ。たとえば先般予算委員会で聞きました「赤坂村日記」を見ましても、地方自治体が建設省や厚生省や大蔵省などを接待している。これは一人四万五千円と言つておりますが、そういうところ

金を使っていくわけです。大阪市の交通局、水道局の五十三年度の決算を見ますと、六千四百万の接待費を使つていて、事業促進費の中には、予算獲得及び法律改正に伴う各省、建設省なりとの懇談会十八万円、十回、こいうのがちゃんと予算化されておるわけであります。このようにしまして、陳情政治そのものに問題

バーだと高級クラブ、平均しまして一日二十万円ずつ使っている。大阪市の交通局のバス事業が五十三年度末で五百四十七億の累積赤字を出しておりますが、その中で六千四百万円という陳情費、接待費が使われてゐる。交通局長は、事務を円滑にするために必要なものだと思いますと、こう言つてゐる。大阪市全体で見ますと、五十三年度の決算からさかのぼりまして四年間見ますと、二十五億の飲み食いが行われておるわけあります。

大阪府を見ますと、百十六名の議員がおるはずであります。これが当選しました四年間に全部の議員が外遊をする。そのため一億二千万円の予算が組まれておつて、外遊の目的があるのではなく、全部を外遊させる、それが目的になつてしまつて、そういう状態になつてきておるわけあります。こういう実態に対しても、市民は非常な疑惑を持つておるわけであります。これは自治法によります助言や勧告、財務監視あるいは適正な事務処理の確保措置が当然とられるべきである、問題があるところにおいては当然、あるところからそういう措置をとつていくべきである、そのように私は思うわけであります。いかがであります。

それから、時間がありませんからあわせてお尋ねしますが、東京都の信用保証協会の理事長が六

億八千万円の退職金を支給されたと言う。まことに驚くべきことであります。なぜこんな事態になつてきたのか。これは退職金の規定に問題があるのであつて、これは御承知と思いますが、初めは

こういう地方自治体の外郭団体の処遇といふもの

は、国の特殊法人に準じて行つておつたわけであります。ところが、この国の特殊法人におましましてはしばしば問題が指摘されまして、逐次改善されてきました。三十三年から百分の六十五になつた。四十四年から百分の四十五になつた。五十三年度から百分の三十六という計算になつた。割り出し方、率ですよ、これは。ところが十三年以前は国の外郭団体、特殊法人におましま

ても七十%の支給率を実際に実施しておつた。

ですから、いまこの東京都の信用保証協会は依然として百分の七十五、つまり在籍一ヶ月について一ヶ月の給与の七五%支給を受ける、こういう制度になつてゐる。これは戦後、つい直後におきましては、國の特殊法人にもそういう事態があつた、七〇%があつたわけですねども、これはずっと改善されてきた、近代化されてきたわけです。ところが依然としてこういうものが残つておりますから、この規定によりますと六億八千万円というようななんでもない退職金が支給されるという状態になつてきている。こういうことについてなぜもと指導ができないのか。それがまた今度会長に就任するわけであります。理事長を退任せしで六億八千万円をもらつて、これがさらに会長に就任する、こういうことが行われる。こういうことについても自治省が当然、自治法の二百四十五条ですか、これに基づいて指導、勧告をして是正を行つて六億八千万円をもらつて、これがさらに会長に就任する、こういうことが行われる。こういうことについても、その点についてはどうでございましょうか。

○宮尾政府委員

第一点目の市町村におきます不正經理等の問題でございますが、これにつきましては先ほども局長の方からお答えいたしました

ように、私どもいたしましては、予算經理等の不正問題等を含めまして、編綱の不正についての注意を喚起する通達をしばしば出しまして、地方団体を指導しておるわけでございます。ただ、この問題はいざれにいたしましても、その当該市町村の当事者なりあるいはそれをチェックする監査員、議会等で本気になってやつていただかなければできない問題でござります。ただ自治省なども今後とも、地方団体の内部における指

するは、協会等地方公共団体が出資等を行つて設立をしておる地方公社等の業務運営についての問題でございますが、これはそれ設置根拠である特種法とかあるいは民法等の規定に基づきまして関係各省の管理監督が行われる、こういう仕組みになつておりまして、そういう意味では、ただいまのような問題もそれぞの立場における指導が適切に行われなければいけないというふうに思つておるわけでござります。ただ自治省なども、地方公社につきましてはいずれにしてしまして、地方公社につきましてはいざれにしておるわけでござります。ただ自治省なども、地方公共団体の出資あるいは補助金等が行われるケースが多いわけでございますので、そういう問題を起こさないよう、住民の税金が行政サービスの向上に適正に使われるよう指導していきたいというふうに考へております。

それから東京信用保証協会の問題でございますが、これにつきましてはだいま御質問にありましたように、非常に多額の退職金が支払われておる

るということは事実でございます。これは信用保証協会の退職金、慰労金等の支給規定に御指摘のようないい處でございまして、退職手当についても、これは七五%支給を受ける、こういう制度になつておつたわけですが、これは戦後、つい直後におきましては、國の特殊法人にもそういう事態があつた、七〇%があつたわけですねども、これはずっと改善されてきた、近代化されてきたわけです。ところが依然としてこういうものが残つておりますから、この規定によりますと六億八千万円というようななんでもない退職金が支給されるという状態になつてきている。こういうことについてなぜもと指導ができないのか。それがまた今度会長に就任するわけであります。理事長を退任せしで六億八千万円をもらつて、これがさらに会長に就任する、こういうことが行われる。こういうことについても、その点についてはどうでございましょうか。

そこで、こういった点についての自治省としての指導の問題でございますけれども、公社とかあるいは協会等地方公共団体が出資等を行つて設立をしておる地方公社等の業務運営についての問題でございますが、これはそれ設置根拠である特種法とかあるいは民法等の規定に基づきまして関係各省の管理監督が行われる、こういう仕組みになつておりまして、そういう意味では、ただいまのような問題もそれぞの立場における指導が適切に行われなければいけないというふうに思つておるわけでござります。ただ自治省なども、地方公社につきましてはいざれにしてしまして、地方公社につきましてはいざれにしておるわけでござります。ただ自治省なども、地方公共団体の出資あるいは補助金等が行われるケースが多いわけでございますので、そういう問題を起こさないよう、住民の税金が行政サービスの向上に適正に使われるよう指導していきたいというふうに考へております。

それから東京信用保証協会の問題でございますが、これにつきましてはだいま御質問にありますように、非常に多額の退職金が支払われておる

るという事実でございます。これは信用保証協会の退職金、慰労金等の支給規定に御指摘のようないい處でございまして、退職手当についても、これは七五%支給を受ける、こういう制度になつておつたわけですが、これは戦後、つい直後におきましては、國の特殊法人にもそういう事態があつた、七〇%があつたわけですねども、これはずっと改善されてきた、近代化されてきたわけです。ところが依然としてこういうものが残つておりますから、この規定によりますと六億八千万円というようななんでもない退職金が支給されるという状態になつてきている。こういうことについてなぜもと指導ができないのか。それがまた今度会長に就任するわけであります。理事長を退任せしで六億八千万円をもらつて、これがさらに会長に就任する、こういうことが行われる。こういうことについても、その点についてはどうでございましょうか。

そこで、こういった点についての自治省としての指導の問題でござりますけれども、公社とかあるいは協会等地方公共団体が出資等を行つて設立をしておる地方公社等の業務運営についての問題でございますが、これはそれ設置根拠である特種法とかあるいは民法等の規定に基づきまして関係各省の管理監督が行われる、こういう仕組みになつておりまして、そういう意味では、ただいまのような問題もそれぞの立場における指導が適切に行われなければいけないというふうに思つておるわけでござります。ただ自治省なども、地方公社につきましてはいざれにしてしまして、地方公社につきましてはいざれにしておるわけでござります。ただ自治省なども、地方公共団体の出資あるいは補助金等が行われるケースが多いわけでございますので、そういう問題を起こさないよう、住民の税金が行政

サービスの向上に適正に使われるよう指導していきたいというふうに考へております。

それから東京信用保証協会の問題でございますが、これにつきましてはだいま御質問にありますように、非常に多額の退職金が支払われておる

るという事実でございます。これは信用保証協会の退職金、慰労金等の支給規定に御指摘のようないい處でございまして、退職手当についても、これは七五%支給を受ける、こういう制度になつておつたわけですが、これは戦後、つい直後におきましては、國の特殊法人にもそういう事態があつた、七〇%があつたわけですねども、これはずっと改善されてきた、近代化されてきたわけです。ところが依然としてこういうものが残つておりますから、この規定によりますと六億八千万円というようななんでもない退職金が支給されるという状態になつてきている。こういうことについてなぜもと指導ができないのか。それがまた今度会長に就任するわけであります。理事長を退任せしで六億八千万円をもらつて、これがさらに会長に就任する、こういうことが行われる。こういうことについても、その点についてはどうでございましょうか。

そこで、こういった点についての自治省としての指導の問題でござりますけれども、公社とかあるいは協会等地方公共団体が出資等を行つて設立をしておる地方公社等の業務運営についての問題でございますが、これはそれ設置根拠である特種法とかあるいは民法等の規定に基づきまして関係各省の管理監督が行われる、こういう仕組みになつておりまして、そういう意味では、ただいまのような問題もそれぞの立場における指導が適切に行われなければいけないというふうに思つておるわけでござります。ただ自治省なども、地方公社につきましてはいざれにしてしまして、地方公社につきましてはいざれにしておるわけでござります。ただ自治省なども、地方公共団体の出資あるいは補助金等が行われるケースが多いわけでございますので、そういう問題を起こさないよう、住民の税金が行政

おる。これはどこから出るかと申しますと、各署の会計係が裏帳簿をつくって、空出張等でその資金をつくるおるということが告発されておるわけであります。

これは一つだけではありません。この広島県の不正問題が表面に出ましてからたくさんある投書が参りましたが、もう一つも同じ意味のことを書いておるわけであります。これは警察官であります。が、私たちの中に役所ぐるみで利益を受けた者が何人かいますが、強いて言えば封筒ぐらゐのことをいふ。——封筒といふのはさつき言いました。その封筒も最近は非常に減ってきてる。そうしてその金は部長や課長が主に使つておる。これは二万、三万と使つた。各署の会計係の者が裏金を出して、いろいろな飲み食いをやつてるというような意味のものであります。これを全部読みますと長くなりますが省略しておきますけれども、そういうことが告発されております。

それでこれにつきましては、国費であれば会計検査院が検査をするというわけですねけれども、これも果たしてどこからの金が原資になつておるかわからないという点もあるので、会計検査院での検査もこれはこの段階ではむづかしい、そして監査委員は、さつき申しましたように監査しないといふ状況でありますから、おっしゃいますと少しうまくいきましたから、おっしゃいますと少し違う。しかもこういう問題が起きましたときには警察であるうと、これは国民の信頼を基礎にするものですから、調査が必要であることは承知しておりますが、この点はいかがでしょうか。

○山田(英)政府委員 ただいま申されましたような趣旨の質問が広島県議会において行われたといふことは承知しておりますが、広島県におきましてはそれを受けまして、県の監査委員による特別監査を、昭和五十四年十一月十七日からとしの二月十八日までの間に県警察を対象にして実施されたわけです。関係書類の審査あるいは関係者からのお詳細な事情聴取、そういうものを行われまして、二月十九日に、その実態を精査するも違法または不当なものが認められなかつた、そういう支出がなかつたという結果報告がなされたと聞いております。これは会計検査について権限のある監

査委員の検査報告でござりますので、われわれ権威あるものとして受けとめております。したがいまして、いま御質問にありましたような広島県警について警察庁が直ちに内部検査を実施するとかいうことは考えておりません。ただ、より経理の適正を期するということはわかれわれ行政機関の責務だと思っておりますので、その観点から警察庁といたしましても、毎年都道府県警察の予算執行状況、これを実地検査いたしますそういう実施計画を立てまして、毎年実施しております。昭和五十五年度におきましても、そのままの実施計画を作成検討中でございますので、御了承を賜わりたいと思います。

○三谷委員 ここに監査委員会の発表しました監査結果がありますが、公安委員会については件数、金額、全部ゼロになつております。そしてこのゼロは、そういう事態がないというのではなく、捜査費については個人のプライバシーの問題があるのです。そこでこれにてて求めなかつた、こういう発表を行つておるわけであります。ですから、検査はしたけれども、それがなかつたというのではなく、やらないかといふ態度であります。そういう状態でございましたから、おっしゃいますと少しうまくいきましたから、おっしゃいますと少し違う。しかもこういう問題が起きましたときには、自治省はもう少し明確な姿勢を示して、地方自治体に対する指導的な方針を明らかにすべきだと思ひますけれども、この点はどうお考えですか。

○山田(英)政府委員 ただいま申されましたような趣旨の質問が広島県議会において行われたといふことは承知しておりますが、広島県におきましてはそれを受けまして、県の監査委員による特別監査を、昭和五十四年十一月十七日からとしの二月十八日までの間に県警察を対象にして実施されたわけです。関係書類の審査あるいは関係者からのお詳細な事情聴取、そういうものを行われまして、二月十九日に、その実態を精査するも違法または不当なものが認められなかつた、そういう支出がなかつたという結果報告がなされたと聞いております。これは会計検査について権限のある監

査委員会事務局長が答弁しておるというふうに承認しております。それから、確認できなかつたところでございますが、その点も県議会において明確に監査委員会事務局長が、調査の結果不正経理はなかつたということであるということを答弁しておる旨の報告を受けております。

○三谷委員 私の受けております報告とあなたの報告は少し違つているので、これは事実関係の認識の差になつてきますから、いまここでそれを詰めようとしても詰まりませんけれども、いずれにしましても、こういう事件が起きてまいりました。これは自治体に対する住民の信頼の関係を大変損なつてきています。

そこで、私は自治省の姿勢についてもう一度聞きたいけれども、予算の編成、つまり十二月の復活折衝などをやりまして予算が内定しました後で、大体六団体などが各省を招待をして、赤坂村で打ち上げをやるという慣例が二十数年の間続いているわけであります。自治省はことしはおやめになつたようですが、やめてない省庁もたくさんあるわけであります。こういう状態に對して自治省はもう少し明確な姿勢を示して、地方自治体に対する指導的な方針を明らかにすべきだと思ひますけれども、この点はどうお考えですか。

○砂子田政府委員 先ほどお答えを申し上げましたように、公共団体の仕事というのは税によって賄われているわけでありますから、それがいささかも浪費にわたつてならぬことはすでに委員お話しのとおりであります。私たちもそういう点を肝に銘じながら、公共団体の指導に当たつてまいりたいと思っております。

○山田(英)政府委員 ただいま検査費については検査しなかつたという趣旨を申されたわけですが、私ども県から報告を聞いております限りでは、検査の手段としてたとえば検査事件指揮簿、

こうしたものの中の内容は個人のプライバシーなり検査の秘密なりが記載されておるわけでございますが、私ども県から報告を聞いております限りでは、河村勝君によつて質疑を続行いたします。河村勝君。

○河村委員 午前中の三谷委員の質問を聞いていまして、私も初耳でありますけれども、例の広島県の空出張問題に関する政府側の答弁というのは私はどうも腑に落ちない。共産党と私のところはおおむね意見の対立することが多いのですけれども、本件に關する限り、私は共産党的主張の方が正当だと思うのです。地方自治体のやみ給与に対しペナルティー的な措置をとつて、それで広島県の場合にはなぜやる意思がないのか、もう一遍理由を説明してください。

○土屋政府委員 私どもは特別交付税の配分に当たりまして、六月、十二月あたりでいわゆるプラスアルファとして國の基準を超えてやっておられ

るもの、これはペナルティーという意味ではなくて、全体の財政需要の中でそれだけ基準を超えて配分できるということは財政的に余裕があるということで、これはもう全地方団体を通じまして、そういうたてまえのもとにすべて調査にも応じ、その認識のもとにそういうたてまえをいたしておるわけでございます。

たまたまいま広島についてのお尋ねがございましたが、私ども地方団体のすべてにわたって行政の運営の全部がわかつておるわけでもございませんが、そういうことが許され得いものではない。それはまさに財政基準を超えた財政支出といふよりも、もっと不正なあるいは場合によつて違法な支出でございますから、事柄はそれは問題でござりますけれども、その支出の仕方といふものは、一応県議会等を通じ予算で正式に組んで必要なものとしてやられたものの使い方の問題になつておるわけでございます。それが全国的にどうなつていいものではございませんけれども、広島のような例もあればあるはたとえば個人がればよろしうございますが、不当経理といふもののはあつていいものではございませんけれども、廣島のような例もあればあるはたとえば個人がして認識できるようななかつこうで全部把握できなければよろしうございますが、財政の面にはあつていいものではございませんけれども、廣島のようないろいろな不正なことを働く場合もござりますれば、いろいろな想定できないケースといふものもあり得るだろうと思います。そういうものの全部拾い上げて、それを地方財政の財源を与える場合の一つの基準としてとらえるには、これはとてもむずかしい問題でございまして、公平にそういうふたことをとらえることは不可能なことだと思います。それはやはり当該団体が必要であるとして予算で組まれたものの適正な執行の問題だと思っておりますので、特別交付税等でそれを直ちに扱うこととはこれは対処し切れないだろうと存じます。

そういうことで、明確な基準を超えておるもので、ペナルティーじゃなくて財政的余裕があるので、不公平にも扱えますので、先ほど申し上げ

たような取り扱いをしておるということでござります。

○河村委員 全部把握できないからそういう措置をとらないといふのは理由にならない。一罰百戒、どうぼうだって、どうぼうといふのはたくさんあるけれども、つかまつた者が処罰を受ける、そういうものであります。それが今後の抑止力あるいは予防措置となつて働くわけだ、そういうものでしよう。仮にペナルティーでないという仮説をとっても、この場合、旅費というものに財源に余裕があつたということでしょう。同じことで、だから現に中央官庁それから特殊法人で空出張によって旅費を接待費に転用した、それを大蔵省は、五十五年度予算の査定の際に旅費予算を減額していますね。そういう例もごく身近にあるわけだ。だから余り理屈にならないじゃないか。いかがです。

○土屋政府委員 私どもは地方財政対策を立てます際は、地方財政計画を立ててマクロ的に地方の財源措置をするわけでございますが、その基準財

政需要について、大体標準的にこういうものが必要な程度であります。

○河村委員 しかし、そんなことを言ひ出したら、やみ給与をやつたところだつて、あなた方が

基準財政需要に基づいて総額を決めたわけではありませんけれども、そういうふうに考へておるわけでございます。

○河村委員 しかし、そんなことを言ひ出した

うふうに考へまして、全国的にそういうものがどの程度あるのかわかりませんけれども、そいつた仕組みとして取り上げるには、どうも一つの

ことを一面だけ、その分だけを取り上げるということはなかなか珍しいといふうに考へておるわけでございます。

○河村委員 しかし、そんなことを言ひ出した

うふうに考へまして、全国的にそういうものがどの程度あるのかわかりませんけれども、そいつた仕組みとして取り上げるには、どうも一つの

ことを一面だけ、その分だけを取り上げるということはなかなか珍しいといふうに考へておるわけでございます。

○河村委員 しかし、そんなことを言ひ出した

うふうに考へまして、全国的にそういうものがどの程度あるのかわかりませんけれども、そいつた仕組みとして取り上げるには、どうも一つの

ことを一面だけ、その分だけを取り上げるということはなかなか珍しいといふうに考へておるわけでございます。

○河村委員 不交付団体のことまで私は言つておるわけではないのです。現にしかし、そういうア

ンバランスがあることを承知の上で特別交付税交

付金を受けるところに対してもういう措置を講じたわけであります。だから要は、どこかの費目の金

をよそのところに使つた。やみ給与の場合には、

これは不正支出だ、不正支出だという認定でしょ

う。だからこそやめなさいと言つておるわけだ。

この空出張で接待費を使った場合は、これはどちらかと言えば不正支出だ。不正よりも重い、金の

誤った使い方だ、そうでしょう。だったら、少なくとも同じレベルで扱うということでなければや

はりそれは片手落ちじゃないのですか。それじゃ

今後余り強いことと言えなくなるでしよう。

これはあなた、もうやらないことに何か事務的

に決めちやつて答弁しているから、何と言つても

切りがないようだけれども、大臣どうなんですか。

本当にこれからやみ給与のみならず、自治体に対する自治省の及ぼす力というのを決して大きくな

ない。だから、それをいろいろ工夫をして生かしていく以外にはないわけんだから、そうなれ

ば、やはり常識的にアンバランスな措置を講じた

ので、私は今後いろいろな面でもって有効に力を發揮できなくなるだろうと思う。だからそん

な、全部把握できなければそういう是正の措置を

すから調整いたします。しかし、いまのような問題が、これは例でございますけれども、仮に不交付団体で起こったといったようなことを考えますと、これは交付税措置にはもちろんない。

だからそれは財政でペナルティーを科するといつたような形になじまないものもあるわけです。だから

と、いまのように団体によってはやれるものやれ

かということになりますと、もっと別な角度から

そういうことになりますと、だからそれは財政でペナルティーを科するといつたような形になじまないものもあるわけです。だから

と、いまのように団体によってはやれるものやれ

かということになりますと、もっと別な角度から

そういうことになりますと、もうやらないことになじまないのです。

だからそれは財政でペナルティーを科するといつたような形になじまないものもあるわけです。だから

と、いまのように団体によってはやれるものやれ

かということになりますと、もうやらないことになじまないのです。

講じないというのは、私はどう考へても理屈に合はない。あなたは警察関係長いので、どちらを残らずつかまえることができたから、だから処罰の対象にしておるわけじゃないでしよう。一人でも見つかればどうういうのは処分するので、それは同じ理屈じゃないですか。いかがです。

○後藤田國務大臣 交付税というものをどのように見るのか、特交をどのように見るのかという点が一つ、もう一つは、財源にゆとりがあると見るのかどうなのか、この二点から詰めなければならぬ問題だと思います。検討したいと思います。

○河村委員 事務当局がそれだけがんばっているのに、大臣がいきなりやりますと言ふのもぐあいが悪いでしようから、ゆとり、余裕は与えますけれども、しかし、これは本当にまじめに考へてもらわないと、これから自分の手を縛るようになりますよ。

第一、ペナルティーでないと言つてゐるけれど

も、これは私は、新聞の記事だから後で中身を少し伺いたいと思っておりますけれども、昨年の十二月二十一日の新聞の報ずるところによれば、このやみ給与問題で特別交付税をカットしたことに対し、「同省行政局では「これまで国の水準に合わせて支給するのが望ましいとの通達を出しており、ペナルティーは当然」としている。」こう書いてある。どうです、行政局。

○砂子田政府委員 その新聞の記事、並びにそれを話した人はどなたであるか、私も定かではありませんが、そういう記事は私自身も読んでおりません。ただ、一般的に給与水準というのは御案内のとおり、国の公務員と均衡を保つ、あるいは国

の給与を考慮して決めるということになつております。そういうものとして法律上定められてゐるものを見いたすらに給与を引き上げるということ

があるのは、大変好ましくない状況です。やはりそういうことで何らかの是正をする公共団体も出ているわけですから、みんなで悪いと思うところは直さなければいけぬ。そういう意味で、悪いと思つていないのであれば、それはやはりある程度

考へていただかなければいけません。それは人々それぞれ勤務評定をするようにそれぞれの公共団体は勤務評定をされてしまうべきだ、そういう意味であります。

○河村委員 何かざいぶん回りくどい言い方で、言ったのか言わないのかよくわからないけれども、一貫した趣旨はやはりペナルティーだということですね。だから、それはペナルティーならべナルティーいいのですよ、そう持つて回つた言

い方をしなくて。私は別段ペナルティー的制裁を加えたのが悪いと言つてゐるのではない、きちんとやりなさいと言つてゐるのです。

これは私は新聞報道で知つただけであります

が、これで見ると、三百十二団体、約五十億円といふことになつてますが、これが事実かどうか。それから、実際その差引いた交付税ですね、天引きした交付額は一休織らになつてゐるのか。それを説明してください。

○土屋政府委員 五十四年度につきまして、都道府県と市町村と合わせまして三百十六団体でございますが、国基準を超えて期末、勤勉手当等を支払つたものが約百三十五億でございます。ただ、その分については団体によつては、災害等が非常にひどいところからは、それは災害対策費からは引かないといったようなこともござりますし、ま

た、財源超過団体等についてはその財源超過分をまた差引くということになつております。いろいろなものが一緒にたなつておりますから、具体的に各団体でどれだけ引かれたということは申しあげられませんが、対象になつて期末、勤勉の給額として出てきたものが百三十五億くらいでございます。

○河村委員 どうも私の頭が悪いのかな。だけれども、もしこういう事件がなかりせばこういう結果になつただろうというものが必ずあるわけでしょう。これがあつたためにこうなつたという事実もあるわけでしよう。それならば、それを天引きとか減額とかということは抜きにして、その差額は幾らです。こういう事件なかりせば当然交付され

ます。

○河村委員 さつきの質問というのはそうではな

ければ当然交付したであらう額というものは決まるわけだな。それが幾らになつたかということが結果として出てくる。だから、その差額が天引きだね。これは自動的に出てくるのじゃないですか。

○土屋政府委員 率直に申し上げまして、特別交付税としてルール的にいろいろ算定されるものがあるわけでございますが、その中からこういった

結果として出てくる。だから、その差額が天引きだね。これは自動的に出てくるのじゃないですか。

まあいいでしよう、見当として。

それでさつき、これも三谷委員の質問に對し

て、これから同様の事態があつたらどうするのか

と聞いたら、先のこととはわからぬという返事でしたね。一体それでいいんですか。

○土屋政府委員 ここでのやみ出張的なかつこうで付税としてルール的にいろいろ算定されるものが、これで見ると、三百十二団体、約五十億円といふことになつてますが、これが事実かどうか。それから、実際その差引いた交付税ですね、天引きした交付額は一休織らになつてゐるのか。それは新聞報道で知つただけであります

が、これで見ると、三百十二団体、約五十億円といふことになつてますが、これが事実かどうか。それから、実際その差引いた交付税ですね、天引きした交付額は一休織らになつてゐるのか。それは新聞報道で知つただけであります

が、これで見ると、三百十二団体、約五十億円といふことになつてますが、これが事実かどうか。それから、実際その差引いた交付税ですね、天引きした交付額は一休織らになつてゐるのか。それは新聞報道で知つただけであります

が、これで見ると、三百十二団体、約五十億円といふことになつてますが、これが事実かどうか。それから、実際その差引いた交付税ですね、天引きした交付額は一休織らになつてゐるのか。それは新聞報道で知つただけであります

が、これで見ると、三百十二団体、約五十億円といふことになつてますが、これが事実かどうか。それから、実際その差引いた交付税ですね、天引きした交付額は一休織らになつてゐるのか。それは新聞報道で知つただけであります

が、これで見ると、三百十二団体、約五十億円といふことになつてますが、これが事実かどうか。それから、実際その差引いた交付税ですね、天引きした交付額は一休織らになつてゐるのか。それは新聞報道で知つただけであります

が、これで見ると、三百十二団体、約五十億円といふことになつてますが、これが事実かどうか。それから、実際その差引いた交付税ですね、天引きした交付額は一休織らになつてゐるのか。それは新聞報道で知つただけであります

が、これで見ると、三百十二団体、約五十億円といふことになつてますが、これが事実かどうか。それから、実際その差引いた交付税ですね、天引きした交付額は一休織らになつてゐるのか。それは新聞報道で知つただけであります

が、これで見ると、三百十二団体、約五十億円といふことになつてますが、これが事実かどうか。それから、実際その差引いた交付税ですね、天引きした交付額は一休織らになつてゐるのか。それは新聞報道で知つただけであります

○土屋政府委員 そのとおりでございます。

○河村委員 私は行政改革というものは、いま中央官庁と特殊法人等についてだけやっておりますけれども、地方自治体にあるいはより多くの問題があるかも知れない、そう思つておるわけです。ですから、それは給与の問題と給入員の問題、これだと思います。

給与について先に伺いますが、昨年の十一月二十二日に事務次官通達を出されております。これは給与、退職手当等について、やみ給与についての現状を是正し、簡単に申せばこういう通達ですね。通達を自治省はしばしばお出しになるけれども、これを一体どうやって推進していくつもりですか。

○宮尾政府委員 昨年十一月に出しました通達は、国家公務員の給与改定の方針が決定されたことに伴いまして、地方公務員の給与の問題等につきましても通達を出したものであろうと思います。やみ給与等につきましては、すでに八月におきましても追いかけて、國の給与改定が決まりましたときにも注意を喚起する意味で通達を出して指導いたしております。

この給与の問題は、基本的には先生も御承知のように、地方公務員法のたてまえをいたしましては、職員の勤務条件でございますので地方公共団体の条例で定める。その際に基準とすべきところは、國家公務員の給与あるいは民間、他の地方公共団体、そういうふたものと均衡をとるようにならなければならぬといふことになります。ただ残念ながら、しばしば御指摘を受けますように、制度が必ずしもバランスがとれた形になつていない、あるいは運用が適切でない、そういうことによりましてやみ給与おるわけでござります。ただ残念ながら、しばしば御指摘を受けますように、制度が必ずしもバランスがとれた形になつていない、あるいは運用が適切でない、そういうことによりましてやみ給与おるわけでござります。非常に問題だと考えておるわけでございます。

そういう意味におきまして、これはどうしても地方公共団体自身がみずから手では是正をして

らわなければいけない問題でございますので、た

びたび通達を出して、きわめて抽象的なというふうにお考えになるかもしれませんけれども、何としでも地方公共団体がそういう気持ちになつて、ただいて、必要な条例改正をしていただくあります。そういう意味におきまして、今後ともその方

向で指導を徹底してまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

○河村委員 こういう通達を出しても、通常の官庁が下部機構に対するのと違って、なかなか担保する方法がないということは私もよく承知しておりますが、しかし何か考えないことは、年じゅう通達の出しおろしでは権威を喪失するばかりです。私は実態をよく知らないのですが、この前の大臣の答弁などを聞いていますと、ラスパイアで七ヶ所ぐらい國より高いということを言つていますが、それは国家公務員よりも低いところもあるわけですから、そういうものをひつくるめて平均で七ヶ所でしょう。そういう大体国家公務員並みあるいはそれ以下のところを抜いて、それで高いところだけを対象にする、一体ラスパイアでどのくらい高くなるのですか、平均して。マイナスを取っちゃってプラスの方だけで。

○宮尾政府委員 御質問のような姿での統計はいたしておりませんので、ちょっとどうなるかといふことについてはお答えをいたしかねるわけでございます。

○河村委員 しかし、そんな統計とらないといふのはおかしい。それは安いところも入れて、わざわざ見かけをそんなに高くないんだということをおおるわけでござります。

この給与の問題は、基本的には先生も御承知のよろこびでござります。ただ残念ながら、しばしば御指摘を受けますように、制度が必ずしもバランスがとれた形になつていない、あるいは運用が適切でない、そういうことによりましてやみ給与おるわけでござります。ただ残念ながら、しばしば御指摘を受けますように、制度が必ずしもバランスがとれた形になつていない、あるいは運用が適切でない、そういうことによりましてやみ給与おるわけでござります。ただ残念ながら、しばしば御指摘を受けますように、制度が必ずしもバランスがとれた形になつていない、あるいは運用が適切でない、そういうことによりましてやみ給与おるわけでござります。

○宮尾政府委員 高いところだけの平均でござりますと、個別にたとえば事例を申し上げますと、都道府県で東京都一一一・七、あるいは愛知の一

一一・四、大阪一一〇というような事例があるわ

けでございます。これは都道府県平均で申し上げますと一〇七・二となつております。それから、特定の市でございますが、市につきましては、これは一番高いところが一三四・六あるいは一三〇という、これは大阪の市でございます。大阪周辺に一三〇台、一二五以上というようなところが相当ございます。全般的に申し上げまして、大阪あるいは東京周辺、いわゆる大都市周辺の市が比較的高いという傾向になつております。

○河村委員 いま官民格差の是正ということが多いいろいろ問題になりますが、同じ官の中でもこれだけ差があつたんでは、それは税金を納める者はたまたものじゃないので、これは三谷さんの周辺が一番悪いな。こういうものに対して、これはたとえば大阪周辺の市、東京周辺の市、こういうところは特別交付税の対象にはならないのですか、不交付団体ですか、こういうのは。

○土屋政府委員 不交付団体は少のうございます。大体交付団体が多うございます。

○河村委員 そうなると、明らかに基準財政需要の算定方法そのものを変えなきいかぬわけですね。逆の言い方をすれば、これはもう非常に財源に余裕があるわけだな。だから当然、特別交付税なんというのは全部カットをしてもよろしい、そういうことになるのじゃないですか。

○土屋政府委員 私どもが特別交付税を計算いたしますときは、そういういまののようなラスパイア指数の高いところあたりは、比較的財源状況がいい、交付団体であつてもかなり税収等もいいということもござりまするから、結果としては非常に額が少なくなつていくのは計算上当然出でるわけでございます。

ただ、いまおつしやった中には非常にむづかしい問題がございまして、地方団体が法律の規定に基づいた条例をきちんと給与を定めておる、給与水準をつくつておるという場合に団体によつて差がある、その差があるのは、どこから上はそれではいけないんだといったようなことはなかな

か、国家公務員の給与水準を基準としながらやるわけでございますけれども、これは違法だと

いったような問題ではないわけでございます。しかし、そういう地方団体の性格によつて給与を払はれることは、その必要性等を含んで条例でつくつておられるわけでございますが、そのことでつくるべきだ、これがただの財源に余裕があるわけだな。だから特別交付税を計算する場合に、それを交付税等でどういうふうに扱うかということになりますと、なかなか私どもとしては、その分がここから上はいけないのでこれは差つ引くんだというようなことはならぬ。やはり全般的な財政需要の中で交付税算定はしておるわけでございます。ただ、先ほど申し上げました法律で明確に出ておるような期末、勤勉手当、その国家公務員を超えてやっておる場合は、いま言ったように、いい悪いということよりも財源的な余裕があると見ておるわけでございます。それを給与の水準まで、これはいろいろ格差があるわけですが、そこまで全部広げてやるということは、ちょっと私どもとしては困難であろうといふふうに考えております。

ただ、いま人件費が平均でどのくらいになつておるのか、人件費率というのは六〇%を超えている超過部分をよそに経費に回せば十分、特別交付税なんか要らぬということに相なるに相違ない。それはいま人件費が平均でどのくらいになつておるのか、人件費率というのは六〇%を超えている超過部分をよそに経費に回せば十分、特別交付税

手当でありますか。人件費率というのは六〇%を超えている超過部分をよそに経費に回せば十分、特別交付税手当でありますか。そのくらいのことを見ると、それは当然だと思いますが、大臣いかがですか。大臣、これは政治判断。

○後藤田国務大臣 おつしやるようそれだけ人件費の余裕があるならば、やはりそれだけの財源にゆとりがあるのだ、だから特別交付税も計算のときに減らしたらどうだ、これも確かに一つの理屈だと思います。しかし現実にはそういうような結果になつて、やはり交付税全体の計算の中ではそ

いう団体については交付税が減らされている、結果としては、ただ、一二〇%の給与費を払っているから、したがってそういうところは一切交付税をやらないというわけにもいかない。それはたとえば大阪周辺は、給与は確かに高いのです。それだけにやはり抑えられていることは事実ですけれども、しかし、たとえば一例を言えれば、大阪周辺は同和事業の関係が非常に多いわけですから、そういったことで、最後のトータル締めてみれば相当な金額もいっておるということも事実ですね。

しかしいずれにしてもこの問題は、やはり地方の自主権にも関係するものですから、地方団体が

自分の町はこれだけをやるのだというようなことでやりになつておるんですから、そこらが自治省としても実際はなかなかやりにくいというのが現実であろうと思ひます、交付税をはじくときはそんのは一応のけてはじいていますから、これは基準でびしおじようなあれではじいておられますから。しかし、御越旨はよくわかるのです。わかるのだがさて、それをあなたのおっしゃるようになんびりいやうなあればはじいておられますから。されど考へさせてもわぬと、そのとおりやりますといふわけにはなかなかいかない。私はいま事務当局にやかましく言つてゐるのは、ともかく不正なやり方の給与、これだけは絶対いかぬ。これは從来九割削減しておつたのですが、これは一〇〇%削減しなさいということを言つてゐるのです。ただ、ラスバイレスについても私が言つてゐるのは、全国の平均で財政措置をする場合に、これは国家公務員との均衡原則がありますから、やはりラスバイレスは一〇〇%になるのがしかるべきであるよ。しかし団体間によつて、それは一一〇があるかもしらぬし、九〇もある、これはあたりまえである。というのは、国のラスバイレスは百人以上の民間団体を調べて、ティピカルなやつを調べまして全国平均で出しているわけですね。ところが、たとえば大都市周辺であれば、やはり地方公務員の給与の水準といふものは、國家公務員を片方にらみながら、もう一つ横

のにらみで当該地域の民間給与との比較というこ

とになつてゐるわけですから、そうすると、大都市周辺は民間給与が田舎と違つてやはり高いわけですから、したがつて勢い、全国平均では一〇〇にしなければいけないと思ひますけれども、個々の団体にとつてみれば、やはりその地域の民間給与は地方団体が狭い範囲で調べますから、そうするとそこは高くなっていますから、そういう若干のでこぼこがあるのはやむを得ないよというような指導方針をとつておるのが今日の実情でござります。

○河村委員 私も大都市周辺に属するところに住んでいますけれども、ここ数年、石油ショック以後、民間が減量経営をずっと続けています。ですから、かつては確かに周辺の民間の企業が現実であろうと思ひます、交付税をはじくときはそんのは一応のけてはじいていますから、これは基準でびしおじようなあれではじいておられますから。しかし、御越旨はよくわかるのです。わかるのだがさて、それをあなたのおっしゃるようになんびりいやうなあればはじいておられますから。されど考へさせてもわぬと、そのとおりやりますといふわけにはなかなかいかない。

私はいま事務当局にやかましく言つてゐるのは、ともかく不正なやり方の給与、これだけは絶対いかぬ。これは從来九割削減しておつたのですが、これは一〇〇%削減しなさいということを言つてゐるのです。ただ、ラスバイレスについても私が言つてゐるのは、全国の平均で財政措置をする場合に、これは国家公務員との均衡原則がありますから、やはりラスバイレスは一〇〇%になるのがしかるべきであるよ。しかし団体間によつて、それは一一〇があるかもしらぬし、九〇もある、これはあたりまえである。というのは、国のラスバイレスは百人以上の民間団体を調べて、ティピカルなやつを調べまして全国平均で出しているわけですね。ところが、たとえば大都市周辺であれば、やはり地方公務員の給与の水準といふものは、國家公務員を片方にらみながら、もう一つ横

のにらみで当該地域の民間給与との比較というこ

とになつてゐるわけですから、そうすると、大都市周辺は民間給与が田舎と違つてやはり高いわけですから、したがつて勢い、全国平均では一〇〇にしなければいけないと思ひますけれども、個々の団体にとつてみれば、やはりその地域の民間給与は地方団体が狭い範囲で調べますから、そうするとそこは高くなっていますから、そういう若干のでこぼこがあるのはやむを得ないよというような指導方針をとつておるのが今日の実情でござります。

○河村委員 私はそんなに不合理なことを言つてゐるつもりは毛頭ないので、それは公務員が非常に賃金が安かったのは戦前の話で、戦後は安いといつてもそんなに安いわけではないし、退職金、年金を入れて換算をすれば決してそう悪いとは言えない。それが最近、民間が減量経営で苦しむたから、むしろ差がつき始めたと言つてもいいくらいであつて、それも、国家公務員の水準よりも上回るものを下げると言うのですから、別段人の多いのを言つているわけじゃありませんので、もう少しその辺を省を擧げて大胆にやるべきであるということを御忠告申し上げる。

そこで、人間の数の関係も一緒に聞いておきたいために、過去二十年の間、昭和三十五年から五十四年まで、地方自治体の一般職員の増加数並びに率、つまり警察、教職員、消防、これを除いた残りの一般職員でどのくらいふえていましたか。

○宮尾政府委員 御質問の過去二十年という統計資料がちょっと手持ちにございませんので、二年と五十三年、十一年間の比較で申し上げたいと思いますけれども、一般行政部門、この中にはもちろん福祉関係等の分野も入りますけれども、行政部門を除いた一般行政部門でございますが、いつも申上げますのは、後で申し上げます特別行政部門でござりますけれども、申上げます特別行政部門でござりますが、二八・八%。その他特

とは事実ですけれども、それじゃ民間が高かつた時代にそのとおり公務員はなつておつたかといえども、公務員というのは非常に低かったのですよ。

そういう不満というものはやはり何百万かの公務員の気持ちの中にはあるんだということは私どもとしては考えてやらないと、結局は公務全体の能率を落とすのではないか。そこらも私どもとしては配慮しながら、さればといって、やはり今日のような厳しい財政の状況でございますから、やるべきことだけはやっていこう、こういう気持ちでございます。

○河村委員 これでもかなりのふえ方ですけれども、実際はその四十二年ごろからはかなり自肅がされてきた時期ですよ。三十五年から四十年ぐら

いの間、高度成長期、これがむやみとふえたのかね。それが土台になつてゐるのですから、後のパー・セントージというのはそう実態を示すものとは思われない。だから三十五年からとれば簡単にとれるでしょう。一体どのくらいになつていていますか。三十五年対四十二年でもよろしい。

○河村委員 地方公務員の定数問題に取り組みましてこういう比較をしているのが、実は四十二年からやつておりまして、別の資料で比較をしてみればあるいは先生の御質問に答えられるような数字が可能かもしれません。ちょっといまこれ

は相当作業をしてみたいとございます。

○河村委員 だから、四十二年から定員問題を取り上げたということでおわかりのように、そのころになつて初めて、これじゃいけないということであわててそういう計算を始めたわけだから、その前の方が大変なわけだ。そこを実態をつかまないと、一体地方自治体の員数がどれだけふくらんでいるかというのはわからないのです。だから一遍資料をください。三十五年対一番最近の年までの対比、これを一般職、特別職等に分けて。よろしいですね。

○宮尾政府委員 ただいまの資料は、作業してみましてお手元にお届けをするようにいたしたいと

思います。

○河村委員 ちなみに私どもが試算したところでは、一般職員、もちろんこれは福祉関係が入って

いますよ、消防、教職員、警察を除いたものです

から。昭和三十五年が六十二万一千人、それで五

十三年が百八十二万一千人、だからざつと三倍。

私はいまの状況を見て、中央官庁というのはやは

り歴史もあるし、かなり前から厳しくやつていた

からそういう大きな影響はない。だからふくらみの率から言うと、地方自治体——これは時勢も変わったから、絶対ふえてならぬということはないのですけれども、ふえ方が一番物すごいのは、地方自治体、それからあとはやはり地方出先機関です。よ、この前大臣と大分いろいろ質疑応答をやりましたけれども、だからこの人間の膨張、この人間の数というの、特別交付税どころではなくて、交付税の算定基礎になる基準財政需要の中に現在員といふのは当然入ってくるわけでしょう、そうですね。

○土屋政府委員 地方財政計画上の人員では、五十四年度が二百四十万七千人でございますが、五十五年度の計画人員は二百四十五万四千百人といふことに相なっております。

○河村委員 私の質問は、市町村別に交付税、基準財政需要を算定する場合には現在員を基礎にして行う。だから交付税の配分といふのは、人件費に関する限りは大体現在員に案分して配られると考えいいのですか。

○土屋政府委員 地方財政計画上の人員は、現在おりますいわゆる実人員とは若干違います。教職員等は大体実員に近いわけでござりますけれども、臨時職員とかいろいろなタイプの職員がおられます。そういうものでは地方財政計画に入っていないものがございますので、差がございます。

○河村委員 臨時職員のことまで言つておりませんよ。正規の在籍者はみんな入っているわけでしょう。少なくとも現在員が基準になつていているのでしょう。臨時雇用員なんかは別です。

○土屋政府委員 若干計画上の人員は実員とは違つております。

○河村委員 違うというのは、多い方に違うのですか、少ない方に違うのですか。

○河村委員 どのくらい少なくなつておるのであります。

○津田説明員

五十三年の給与実態調査におきま

す若干計数的に御説明申し上げます

とか、大臣。

普通会計職員は二百六十八万九千九百八十八人、それに対しまして五十三年度の地方財政計画で計上しております人員は二百三十八万一千五百三十二人、乖離が三十万八千四百五十六人、こういうかつこうになつております。

○河村委員 そうしますと、この三十万少なく計算してあるのは、どういう算定方法によって差別をつけているのですか。非常に過剰だと思われるところは減らして、きちんとやつているところはそのまま認めるとかなんとかそういう計算でやつておるのかどうか、その算定方法。

○津田説明員 算定方法いたしましては、標準的な行政水準というものによります人員をはじめておるわけでございます。

○河村委員 ちなんに、五十五年度の計画におきまして、先ほど局長から申し上げましたように若干の人員増がござります。その人員増の内容を申しますと、小学校の教員あるいは中学校の教員等の学校の教員が、文部省の基準等で変わつてふえてまいります、あるいは生徒の増加等でふえてまいります、そういうもので見ると、あるいは、警察官の政令定数の改善に伴うものによります人員増、あるものは厚生省であるとかそういうような補助金によって施設をつくったその施設管理要員、そういうものを通じて合理的に財政計画の中に織り込んでいく、このような考え方であります。

○河村委員 いや私は本当は少し感心をしていましたけれども、取り消さなければならない。三十分もぐらい現在員より低いところで計画人員を決めておれば、だんだんと縮小に向けて努力をしているのかと思ったら、どうも経理のやりくりで六千七百人減らしただけだというのでは、どうでも入らないものが抜けているだけだというのでは本当は何にもならないので、実質的には何か

ではないけれども、こうしたがって基準財政需要をはじめ、それをこにしてだんだんと間接的に合理化を進めていくということ以外に、地

方公共団体に対してもこういうものを国から促進す

と、今回の財政計画等で計上いたしますいわゆる学校教員であるとか警察官であるとか消防職員、

あるいは社会福祉関係施設の職員の増を除きますと、その他の職員は十五百三十人増員させております、一方におきまして、国の行政改革によります定員削減、五年間に四・二%というものに対応いたしまして地方公務員につきましても削減す

るようとしていることで、六千七百二十一人の減員をこちらもやっておりまして、國の行政改革と軌を一にして地方公務員の合理的な数と申しますか、そのような考え方であります。

○河村委員 しかし、その程度減らして、現在員といわゆる予算定員との差が三十万にもなりますか。どこから出てくるのだろう。

○津田説明員 この計画人員と実人員の差とい

うものはいろいろな要素がございまして、たとえば公共事業の事務費によります事業費支弁職員で

あるとか、あるいは保育所の職員等では委託料と

いうかつこうで処理される、そういうようなものがありまして、その点は御了承いただきたいと思います。

○河村委員 いや私は本当は少し感心をしていましたけれども、取り消さなければならない。三十分もぐらい現在員より低いところで計画人員を決めておれば、だんだんと縮小に向けて努力をしているのかと思ったら、どうも経理のやりくりで六千七百人減らしただけだというのでは、どうでも入らないものが抜けているだけだというのでは本当は何にもならないので、実質的には何か

ではないけれども、こうしたがって基準財

政需要をはじめ、それをこにしてだんだんと間接的に合理化を進めていくということ以外に、地

方公共団体に対してもこういうものを国から促進す

るか、大臣。

○後藤田国務大臣 財政計画の方では、標準的な行政を行いうのにはどれだけかということではじめ

ておるわけでございますが、その面からもう少し厳しくやつたらどうだ、これも一つの考え方ですけれども、実際は余り厳しくやり過ぎて実際の人間がよけいおるとなると、地方は大穴があくわけです。

○河村委員 そこで問題は、なぜ一体こんなに地方の人間の問題以外にも、要する

に補助金制度とかいろいろなことを通じて、どん

どん法律ができるたびに人を置かなければならぬ

い、保育所の予算がつけばその保育所の人間を

また一人ふやさなければいかぬ、こういうことでございますので、どうしても地方の人間を抑えるといふためには、国全体でそういう体制をきつたり決めてやっていただかぬことは、地方にだけ幾ら押しつけてみましても私は困難であると思ひます。したがつて、自治省は従来から毎年、予算編成の際に各省に要望もし、また、法律を制定する際にも、地方に人員増を來すような策は遠慮してもらいたい、こういうことを言つておりますが、残念ながらだんだん中央の方がやかましくなると今度は地方に押しつけていく、こういう傾向がございますから、ここらは将来、政府全体として取り組んでまいりたいと思います。

○河村委員 それも非常に大きいと思います。

○河村委員 確かに国のやり方が地方の仕事をふやしている面は非常に大きいと思います。

○河村委員 それはそれでやらなければならぬ

ない。同時に、補助金行政その他の合理化をやらなければならぬのですが、そちらの方、いま

財政が楽だった時に安易にふやしている面が非常に多いのです。それはそれでやらなければならぬ。けれども、それだけでも、それだけでないんですよ。やはりかなり高度成長期、地方

なたは国全体でやらなければならぬとおっしゃつたけれども、自治省としてもう少しそれを推進す

ることをお考えになつたらどうですか。ただ都

道府県知事が知事会でもつて決議をするとか、市長会で決議をするとか、そういう世論騒起だけではなくて、自治省としてそういう意思を反映させよう、自治省自身として補助金はこうするんだ、出先機関はこうするんだというふうな、自治省自体でもつて悪いところは是正するという方針ぐらいつくつて、そして閣内でもつて各省との間で実現を推進するとか、そういうことは一体やっているのでしょうか、私ははなはだ疑問だと思うのだが、いかがですか。

○後藤田国務大臣 もちろんこれは私たちの仕事でございますから、政府部内ではそういう心組みで少なくとも着任以来やつておりますし、今後ともその決意で進みたい、こう考えております。

○河村委員 たとえば補助金の取り扱い、一件審査主義といふものですね、縦割りの一件一件査定をするやり方、これなどは悪いことはわかつていて長年続いているわけです。ですから、大きな府県、市町村というバックがあるので、ひとつ団結をして、とにかく建設省所管のいろいろな建物をつくる補助金、それから河川とか道路とか公園とか、こういうものは少なくとも各省別ぐらいいには括してよこせというようなことを圧力団体をバックにして要求して、それでなければ受けつけぬというぐらいのことをこの際やつてみたらどうです。いかがですか。

○後藤田国務大臣 御意見を腹に置いて検討してみたいと思います。

○河村委員 私もこの間予算の集中審議で出先機関の整理を、半分自治省の代弁みたいなことを質問したのですけれども、府県単位の財務部それから行政監察局、こんなのはことしでもすぐなく思つて、いかなかつたのであります。ひとつこらは贅成だけれども具体的にはむずかしいぐらいの話で、御自分の管轄区警察署をやめろという話になるとあれは要るのだみたいな話で、総論賛成、

各論反対というの余り変わらないよう少ししがつかりしているのですけれども、ちょうど時間になりましたからきょうはこれでやめますが、自治刷新、少なくともこのぐらいは、いま絶好のチャンスなんですから、このぐらい世論が盛り上がりつつあるときはないんだから、ぜひとも中心になつて推進してもらいたいと思います。最後に大臣の

決意を伺つて、質問を終わります。

○後藤田国務大臣 河村さんの本日の御質疑は、すべて今日われわれが抱えておる急所をついた御質疑ばかりでございました。私どももよくそういう河村さんの御意見、御指摘、これらを踏まえまして、本当にいまは絶好のチャンスだと思っておりますので、そういう意味合いで今後とも努力を積み重ねてまいりたい、かように考えておりました。河村さんもよくそういうふうに解釈してよろしください。

○後藤田国務大臣 仰せのとおりでございます。

○河村委員 終わります。

○塙谷委員長 田島衛君。

○田島委員 当委員会において自治大臣兼国家公

安委員会委員長が述べられました所信に対する質疑を中心にして、数点にわたつて質問をさせていただきたいと思います。

まず第一点は、地方行政についての基本的な認識についてでありますけれども、大臣は地方行政

についてでありますけれども、大臣は地方行政

が、具体的に言うとどのような状況を指してその

ような認識をされるのか、まずこの点から説明を

お願いしたいと思います。

○後藤田国務大臣 今日、国民の気持ちがだんだん変化をしてきておる。それが行政の上では、地

方の自治とでもいいますか、要是地方団体とい

うものが自主的、自律的に仕事ができるような制度をいま少しく見直したらどうだ、同時にまた、その制度の上に立つて住民の意思というものを直ちに反映することができるような運営の仕方に改め

るべきではないのかといったような気持ちが地方住民の中に根強く生まれてきつつある。これをとらえて私どもは自治行政に携わつていかなればならぬ、かように考えております。

○田島委員 そうしますと、地方の時代だと、地方自治こそが政治の原点だとよく言われますが、そういうことをさらに尊重した地方自治の充実といいますか、そういうふうに解釈してよろしいでしようか。

○後藤田国務大臣 仰せのとおりでございます。

○田島委員 そこで、その対応策として「長期的な展望の上に立つて行財政画面にわたり見直しを行い」ということであります。この点につい

ては、先ほどの質疑の中にもあり、大臣から、事務事業の再配分等もさらに考えて、十分地方の時代に即応するような配慮をしたいというようなこ

との答弁もあつたようですが、そういう点を大体指しておられることながどうか。

○後藤田国務大臣 そのとおりでございます。

○田島委員 そこで、大臣も言われるとおり、確かによく八〇年代は地方の時代だと言われる、そ

して地方自治の確立をしなければいけないと言わ

れるわけでありますが、そういう地方自治とい

ものについての論議が重要視されることは大變結構なことだと思うのですけれども、その際に私は

もういつも当たる壁があるわけであります。それ

はどういうことかと言いますと、その地方自治と

いうのはどういうふうにあることがいいのかとい

うことについては、地方自治の本旨にのつとり、

こう憲法にも地方自治法にも書いてあるのです。

ところが、残念ながらその地方自治の本旨とは何ぞやということについてはどこにも書いてないの

ですが、もし大臣のその本旨についてのお考

承ることができればひとつ承らせていただき

たい。

○後藤田国務大臣 おっしゃるように、日本国憲法にも自治法にも地方自治の本旨と書いてあるの

で、その中身は書いてございません。それをめぐ

して從来から、団体自治であるとか住民自治であ

るとかいろいろなやかましい議論が学問的には言われているようですが、それは、先ほど申しましたように地方団体というものは、自分の力で自主的に自律的に自分の地域にふさわしいよう

な仕事ができるような制度を確立しなさい、同時にまた、その制度の上に立つて、自分の力で歩くことができるような体制を組んで、そして住民の意

思というものを十分反映させながら地方団体の仕事が運営できるようになりますことだ、私はさ

うに考えております。

○田島委員 何しろ地方自治の本旨という言葉はありますけれども、本旨とは何ぞやということについての定義がどこにもないのですから、われわれもそのことで大変困ることもあり、理事者側においてもしかりだらうと思うのです。確かに地方自治というものの本当の根幹というのは自力、自力、それが一番大事なことだということについては、まさしく大臣おっしゃるとおりだと思います。

○田島委員 何しろ地方自治の本旨という言葉はありますけれども、本旨とは何ぞやということについての定義がどこにもないのですから、われわれもそのことで大変困ることもあり、理事者側においてもしかりだらうと思うのです。確かに地

方自治といいうものの本当の根幹というのは自力、

自律、それが一番大事なことだということについては、まさしく大臣おっしゃるとおりだと思います。

○田島委員 何しろ地方自治におけるいわゆる福祉行政といいうもののあり方については、これに重点を

考えた場合に、地方自治におけるいわゆる福祉行政といいうもののあり方について、これに重点を

置くべきものなのか、それとも重点を置くべきものではないのか、本来徐々にその重点は取り除かれていくべきものなのか、そういう点についても

お考えがあれば……。

○後藤田国務大臣 いわゆる福祉行政といいうのは、ますます充実をしていくべき筋合いのもので

ある。なぜなら、やはり政治の究極の目的は人間の幸せですから、その幸せにはいろいろな意

味合いがございましょうけれども、やはり一番身近なというか自分自身の幸せということでしょう

から、それが国としては最終的に保障できるよう

な政治のあり方でなければなりません。しかもそ

の仕事は、一番身近な行政ですから、地方団体が担当してやるべき筋合いのものであろう、かよう

に考えております。

○田島委員 確かに地方団体そのものがみずから

の住民のための福祉行政をやることは、それ自

体、地方団体としては自律、自力でしようけれども

も、本来、地方自治の根本的な精神が自力、自律にあるとすれば、それは住民そのものにとつてもそのような考え方であるべきものではなかろうか。したがって福祉においても、いわゆる地方団体あるいは國が当然やるべき性格のものと、できるだけ自力、自律をもつて措置されていくべきものとの区分がもう少しつきりすることが望ましいのではないかとも考えられますけれども、その点ではどうでしょうか。

○後藤田国務大臣 私もそれはもちろん、自力でやつてもらわなければならぬ面があるので、いわゆる福祉行政、福祉行政と言つて何をもがそれによつて頼るということはよろしくないと思います。ただ、日本の世の中の変わり方を見ますと、昔であればやはり家庭中心の親孝行でしたよ。社会福祉といふのは、このごろ親不孝者がふえてきたから、簡単に割り切れば親孝行を世の中全体でやるのだ、私はそれくらいの物の考え方で単純に割り切つておるのでけれども、いざれにせよ、それは自分自身で、自力で歩いてもらわなければならぬことは当然です。しかしながら同時に、こういつた社会の風潮でございますから、世の中全体でそういうのは、このごろ親孝行を充実していく、親孝行は十分に割り切つておるのであります。

○田島委員 そこで、今度は少し変えて、地方財政についてお伺いをいたします。

地方自治をさらに充実させる、そのためには、いやでも地方財政についての考慮がされなければならぬと思うわけあります。この地方財政の中での租税体制といいますか、現在の税制における負担と還元の問題を考えてみたときに本来、税は反対給付を約束すべきものである、反対給付を約束しない税は言ふならば、悪税だと言われても仕方がないということも言われるわけあります。私は東京都だから言ふわけではありませんが、東京都に一つの例をとりますと、昭和五十二年度の例で見ますと、東京都民一人当たりの租税負担額は全国最高で約六十万円です。ところがその還

元率は三五%で、額にすると約二十一万円。もちろん國の機構、それから國と地方公共団体とのいろいろな関係、そこにおける社会保障的な物の考え方、いろいろありますから、何も負担に応じた体あるだけのものではありませんが、たとえば地元のことを強調するものではありませんが、たとえば五十二年度に例をとつて結論的に見ると、地方財政はその税総額の八〇%を財源として仕事ををしておるわけです。しかしながら徵収においては、國は約六三%を押さえおる。この数字からすると、都民一人当たり負担は六十万円で還元二十一万というのはおかしいのではなかろうかと思ひます。たゞ、財政局長さんからでも……。

○石原政府委員 ただいまのお話は、国税、地方

税を通じまして各地域の税がなるべくその地域に還元さるべきであるという御趣旨の御指摘かと思ひます。計数的にはまだいまのような数字を確認しておりますが、いたしましても、東京都初め大都市所在の府県等におきましては、法人企業が非常に集中しておりますから、これを含められた税収は全国平均をかなり上回ることは当然であります。ただ、それをその地域にすべて還元すべきである、あるいはその還元率が各地域間に余り差があつてはならないという主張は昔からあります。しかし、今日のわが國の税源の地域的な偏在といふのを考えてみると、ある程度先進地域と後進地域の間に差が生ずるのはやむを得ないのではないか、このように思います。それからまた、この議論につきましては、大都市地域の経済の発展といふものは後進地域の労働力の提供等によって支えられているではないかといふ後進地域の人たちの反論もあります。ですから要は、おむね國税が六五%、地方税が三五%、この比率になつております。さらにまた、一部の事業につきましては國庫負担金、國庫補助金が支出されている、こういう関係にあるわけであります。

○土屋政府委員 ただいまお示しのございました

ように、地方交付税法の第六条の三の二項には、引き続いて著しい財源不足が生ずる場合は、地方

行政財政制度の基本的な改善をやるとかあるいは交付税率のアップをするとかいう方法によつて事態を改善するようになつておるわけであります。

○石原政府委員 今日の租税の國と地方の間の実質的な帰属について申しますと、御指摘のように

うぐらい、それに近いものぐらいにもう少し近づけていいのじやないかというようなことを言つてみたいわけですけれども、全然違いますか。

○石原政府委員 今日の租税の國と地方の間の実質的な帰属について申しますと、御指摘のよう

うぐらい、それに近いものぐらいであります。ただし、それが七〇%強といふような数字になつております。仕事の量、実際使つてゐる量

から言いますと、圧倒的に地方が多くて、中央政

府が直接支出している分は少ないわけであります。にもかかわらず、独立税の配分におきましては、おむね國税が六五%、地方税が三五%、こ

ういう比率になつております。またその間の調整措置として交付税あるいは譲与税という制度があります。さらには、一部の事業につきましては國庫負担金、國庫補助金が支出されており、またその間の調整措置として交付税あるいは譲与税という制度があります。

○土屋政府委員 ただいまお示しのございましたように、地方交付税法の第六条の三の二項には、引き続いて著しい財源不足が生ずる場合は、地方

行政財政制度の基本的な改善をやるとかあるいは交付税率のアップをするとかいう方法によつて事態を改善するようになつておるわけであります。

○田島委員 次に、地方交付税法というか地方交付税制度について尋ねてみたいと思うのですけれども、地方交付税法上では、地方自治体の一般財源不足額に対して普通交付税額が引き続き著しく異なる場合には制度の改正または交付税率の十五年度の地方財政対策に当たつても、実は交付

必ずしも負担率に相應な還元をせよとはもちろん言つてはいけません。

ただ、基本的にはそうでありますけれども、私どもいまの税制の中では、もっと地方税のウエートが高くあつてしかるべきだ、こういう考え方の方は持つております。

引き上げを行つておるようになつておるはずだと

思つてはいけません。

ただ、引き続きといふのは聞くところによると大体三年ぐらい。としますと、過去三

年以上約五年ぐらい、まさにこの引き続きの状態

であるはずだと思つておられるけれども、それについ

ての交付税の制度の改正または交付税率の引き上

げ等についてどのように考へられておるのか、い

までやつておらなくとも、やろうと考えておら

れるのか、その点ちょっと聞かしていただきたい

い。

ただ、引き続きといふのは聞くところによると大体三年ぐらい。としますと、過去三

年以上約五年ぐらい、まさにこの引き続きの状態

であるはずだと思つておられるけれども、それについ

ての交付税の制度の改正または交付税率の引き上

げ等についてどのように考へられておるのか、い

までやつておらなくとも、やろうと考えておら

れるのか、その点ちょっと聞かしていただきたい

い。

ただ、引き続きといふのは聞くところによると大体三年ぐらい。としますと、過去三

年以上約五年ぐらい、まさにこの引き続きの状態

であるはずだと思つておられるけれども、それについ

ての交付税の制度の改正または交付税率の引き上

げ等についてどのように考へられておるのか、い

税率の引き上げについていろいろ交渉したわけでございますが、何せいまの財政状況でございますから実現できませんでしたが、これでずっといは思つております。

○田島委員 その事態については認識されておる、ただし、国の財政事情その他もあって、何か改定をしようと思うが思うようにできないといふうな御答弁だったと思いますが、もちろん現実の問題としては理解できることではあります。

○田島委員 その事態については認識されておる、たゞ、国の財政事情その他もあって、何か改定をしようと思うが思うようにできないといふうな御答弁だったと思いますが、もちろん現実の問題としては理解できることではあります。ただ、地方自治の確立だと言つてきました今日の時代だ、地方自治の確立だと言つてきました今日の事態においては、ただ国の財政事情がというだけでも、先ほど来冒頭大臣を煩わして、地方の意義がどんどん失われていく。いま都道府県の中で東京都だけが唯一の不交付団体になつておりますけれども、私どもとしてはこの東京都が不交付団体になつて、都も交付団体の大変不满があるわけです。だからといって、もしいろいろわれわれが論議を進めて、都も交付団体になるようになつたら、もう交付税制度は抜本的にその存在意義を失うと思うのです。そういうような状況下にあると思うので、したがつて都の問題については、私たちもここまで強く要求していくかどうかまことに迷うわけですけれども、そういう私たちの立場は立場としても、国の財政事情だけで地方交付税法の求めるところを無視するということはやはりまずいのじゃないかと思うのです。大臣、いかがでしょうか。

○後藤田国務大臣 やはり交付税率が低いということはまさに仰せのとおりであります。これはやつぱり直さなければいけません。ただ、私の率直な感じを申しますと、これは必要性はもうわかつておりますし、やらなければならぬ。しかし、問題はチャンスなんだと思つております。いまやるべきことは、やはり行財政をもう少し要素合理化するのだという行財政改革をまずやつ

て、そして最後帳じりを合わせてみるのだ、帳じりを計算をしてみるのだ。そうなれば、國も地方もこのままはどうにもならぬではないか、さういふうに認識をいたしております。

○田島委員 その問題としては、もと基本的に問題をどうするかということは、もっと基本的に問題をどうするかということは、もっと基本的に問題をどうするか、何を含めて検討すべきものだといふうに認識をいたしております。

○田島委員 その問題としては、もと基本的に問題をどうするか、何を含めて検討すべきものだといふうに認識をいたしております。

○田島委員 その問題としては、もと基本的に問題をどうするか、何を含めて検討すべきものだといふうに認識をいたしております。

○田島委員 その問題としては、もと基本的に問題をどうするか、何を含めて検討すべきものだといふうに認識をいたしております。

○田島委員 その問題としては、もと基本的に問題をどうするか、何を含めて検討すべきものだといふうに認識をいたしております。

○田島委員 その問題としては、もと基本的に問題をどうするか、何を含めて検討すべきものだといふうに認識をいたしております。

○田島委員 少し我田引水になりますけれども、東京都は先ほど申し上げたとおり、都道府県にお

ける唯一の不交付団体なのですが、そのためには東京都は大変苦しい立場に立たされておるわけであります。確かに財政収入と財政需要との数字の上もこのままはどうにもならぬではないか、さういふう時代が必ず来るであろう。その時期に国と地方政府を通じて、そこで皆さん、どうさせていただけますかと問題を解決する税財政全般の抜本的な改革ということを実現する税財政問題としてはできる手ではなかろうか。

○田島委員 その問題としては、もと基本的に問題をどうするか、何を含めて検討すべきものだといふうに認識をいたしております。

な需要、そしてまた、東京都としていろいろ抱えておる特殊事情、流入人口の問題とか地価が高いことがあります。確かに財政収入と財政需要との数字の上もこのままはどうにもならぬではないか、さういふう時代が必ず来るのです。その理由には、東京という巨大都市、首都と呼ばれないが、現地には東京都がここ数年来、毎年毎年赤字に苦しんでおることは御承知のとおりなんです。その理由は、東京という巨大都市、首都と呼ばれながら、法的には何らそれらしい措置は受けていないよりも、それは本当は言うべくして実現は容易でない。やはり手てて、手順というものを踏んで、そして最後の段階での全般を通じる税財政改革の際に大きな一戦をやらなければならない、かのように考えておるわけでございます。

○田島委員 それから続いて、不交付団体であるとろの東京都に対するわれわれが大変な不利益をもたらすか、あるいは、そのほかの首長的性格の中に置かれておるところの特殊な財政需要だと、そういうものがあることは理解いただけると思うのですけれども、地方財政全体の構造に対する都財政構造の大きな相違点の中主なものを作り上げてみると、目的別歳出においては、たとえば消防、警察費などと清掃費、この異常な流入だと、あるいは、そのほかの首長的性格の中に置かれておるところの特殊な財政需要だと、そういうものがあることは理解いただけると思うのですけれども、地方財政全体の構造に対する都財政構造の大きな相違点の中主なものを作り上げてみると、目的別歳出においては、たとえば消防、警察費などと清掃費、この構成比率が非常に高いわけです。それから、下水道とかあるいは交通関係の公営企業等への繰出金の比率が高い。これらはいずれも、東京といふことではない。どのような事由があるとも、やはりそれについては改正をするか、さもなくばれば、改正しなくともいいような形に何とか転換をしていくか、いずれかの努力をしなければならないと思うのですけれども、このまでいいということでは少しまずいと思いますが、どうでしょうか。

○田島委員 その問題としては、もと基本的に問題をどうするか、何を含めて検討すべきものだといふうに認識をいたしております。

ような大都市の特殊事情というものは十分財政需要に反映ができるよう、いろいろな計算についてでは努力もし検討いたいと思つております。

もう一つは、そういうことでござりますゆえに、やはり全体的には義務教育職員給与の国庫負担金についての制限とか、あるいは地方道路譲与税における財源調整措置といったようなものがあるわけでございますけれども、そういう点については長い経緯がございますので、直ちにこれを廃止するということは、都としてはそういう要望がありますけれども、私もそれは容易ではないと思ひますが、たとえば五十五年度におきましては、ただいまの義務教育職員給与の国庫負担金につきましてはかなり是正措置を講ずることにいたしました。給与単価の引き上げとか退職手当算定率の引き上げといったようなことでたしか四十数億改善されたと思っておりますが、そのほかの点についても改善をいたしたいと思っておる次第でございます。

○田島委員 不交付団体になつてゐるということについても、都そして都民であるわれわれは大変不満を持つておるのであるけれども、それについてはある程度は大人にならなければしようがないと思つておるのであるが、その上にまた、不交付団体であるということのゆえをもつて各種の調整措置をされるということは、言うならばダブルパンチじゃないかと思うのですよね。そうじゃないのかどうなのかということと、先ほども指摘したところについても特に義務教育職員給与費の国庫負担分については、これは地方財政法からいつても本来全額国が負担すべきものだ、そう思うから、五十五年度は大変お骨折りいただいたことだとは思いますが、そこで特に義務教育職員給与費の国庫負担分については、これは地方財政法からいつても本来そういうべきだと思うので、もう一回そのことについてお答えをいただきたいのと、同時にまた、本当に私が指摘するように、一種のダブルパンチであるけれども、お骨折りいただくより何より、本来そういうべきだと思うので、もう一回そのことについてお答えをいただきたいのと、同時にまた、本當に私が指摘するように、一種のダブルパンチ調整措置だということの御認識がいただければ、引き続きこれについての改善方についてお骨折りをいただけるかどうか、このこともあわせて御答

弁をお願いします。

○土屋政府委員 私どもは、地方団体に必要な行政水準を維持するための財源の保障もしなければなりませんが、同時にまた、財源調整といったよ

うなことも考へなければならぬ。そういう意方に比べてみると、非常に収入の方がオーバーしておったということがございまして、いわゆる富裕団体といふことで交付税算定上ももちろん交付税が出てまいりません。同時に、ダブルパンチと言われましたが、一方ではそれではありますがゆえに、國から負担すべき分についても制限が加えられているということはそのとおりでございまして。ただ、それは狙い打をかけてというよりも、全般的な財源の状況等から見て、他の地方公共団体と並べてみました場合に、それだけの余裕があるのだという認識のもとであつたわけでござります。

ただ、いろいろと時代が推移してまいりますと、大都市における需要というのも変化をしてまつておりますし、また、財源の面においてもいろいろな問題が生じておりますから、私どもとしてはそういう実態を踏まえて、たとえば東京都にございましても十分これが財政的にうまく運営ができるように考えていかなければならない。そういう意味では、全廢ということについては、これはいろいろな政策的な問題でございまして、私がここでこういうことがいいというふうに断言するわけにはまいりませんけれども、実態に応じた改善というものは当然しなければならないと思つております。その意味で先ほど申し上げましたように、その結果がどうなるかは別といたしまして、交付税算定上の需要の算定の仕方についても、大都市地域の状況というものを十分反映をさすということについては努力をするつもりでござりますし、その他の制限措置についても、必要なものについては今後とも改善を進めていきた

○田島委員 続いて超過負担について、あるいは私がいなかつたときに河村先生からでも御質問がされているかどうかわかりませんけれども、地方団体の中には、国庫支出金についての超過負担に大変苦しいでる団体が少なからずあるわけですけれども、その超過負担のよつて生まれる理由といふのは、いわゆる単価差といいますか、国の査定する単価と実際にかかる費用との単価の違い、あるいはまた、数量のお互いの食い違いとか、当然対象だと考えられるものに対して対象外に外されるということによるものだとか、それから、明らかに補助採択基準に合つてゐると思う事業であるにもかかわらず補助事業に指定されないとか、そういう幾つかの例があるわけですけれども、これらも十分御承知のことだと思うのですが、これまで、そういうことについてはよくわかつておる、ただし、現在の財政事情その他からするとなかなか簡単なわけにはいかぬというお答えになるのか、これについても極力是正措置を考えられておるのか、ちょっと簡単に御答弁願いたいと思います。

○土屋政府委員 超過負担の問題は、まさに国と地方の財政秩序を乱すだけではなくて、地方に過重の負担をかけるということです。だから、基本的に私どもはこれはぜひ是正をすべきものだと思っておるわけですが、そのとおりいければ、どちらもとしては四十三年以來、かなりの数的にも出てくるような改善措置を続けてきておりました。それが、たゞいまおつしやい

○田島委員 地方税に関連した大臣の所信の中で、「このような事態に対処するためには、歳出の一層の節減合理化に努め、効率的、重点的な財政運営に徹する」云々と、こうありますけれども、まことにそれはそのとおりいけば、こんなにすればらしいことはないと思うのですが、問題は、何が効率的で何が非効率か、何を重点にすることがいいのか悪いのかのその判断の基準といいますか、行政効果と、いうものは確かに行政の中では重大な意義を持つていて、たゞいまおつしやいましたように、どの程度の超過負担があるのかと、この算定の基準といふものは非常にむずかしいので、これは何かその算定の基準にするような手法がありますか、どうですか、また、今後それに効果がどの程度に上げられているかどうかといつて考へられるのか。それから、その重点といふことについても何か判断の基準といふものがあられるのか。大臣からでもどちらからでも……。

○砂子田政府委員 いまお話をございました行政効果の測定というのは大変むずかしい問題でございまして、一概にこれがいいというのがなかなかきがあるわけでございまして、そういうことから、いろいろ議論をして、それにはなかなか詰まりませんものですから、私どもとしてはできるだけ

かあるいは費用効果の分析でありますとか、最近になりますとゼロベース予算でありますとか、いろいろなことを考えながら実はやってまいりました。しかし、それをとりましては実は満足に根づいたというものがまだないわけでございます。もともと公共団体それ自身の問題を考えてみまして、どういうふうにして費用ないし負担を使いながら行政の目的を達成しようかということを考えなければいかぬわけですから、確かにこの手法を開発することは大事なことではありますが、正直のところ、なかなかいま申し上げたようなもののはかに目新しいものはございません。ただ、われわれといたしましては、地方自治法にそういう規定をいたしておりますが、最小の経費で最大の効果を上げるということに目的を置きながら、今後も努めていかなければならぬのではなかろうかと考えております。

○田島委員 最小の経費で最大の効果を上げると

いうことはまさにそのとおりなんですが、それだけでもわかっているのですけれども、わかつてないのは、じゃあ最大の効果が上がっているか上

がつていいのかは何んでどう判断するのだといふのがわからない、またわかるための手法がないわけです。だけれども、地方行政の制度を見直してそれをりっぱなものにしていくて、それによつて

は交付税法そのものをいじらぬでも済むようになりますとかならぬとか、そういうとの根幹はそこにあります。だから自治省としては、何

らかの行政効果を測定する手法を一日も早く考へ出してしないと、指導するといつたて指導のし

ようがないだらうと思うのですね。だから、いまあるかと言つてなければ、一生懸命できるだけ早い時期に何らかの測定基準みたいなものをつくる用意があるのかないのか。なかつたら何もできな

いと思いますけれどもね。

○砂子田政府委員 これまた大変むずかしい問題でして、実は前に市の方で、都市の経営に関する問題をいろいろを詰めておりまして、そのときに

は、たとえば民間ではどういうふうにやつているとわかつたようなことをやつていますけれども、

たろうかという対比あるいは比較をしながら、現実に行政の効果としてはそれで十分であつたかど

うかということをやつたことがあります。あります

が、これが全部行き渡るかどうかということをも大変むずかしい問題であります。先ほど清掃の

お話をございましたが、たとえばいま東京で不燃物の収集を週一回やりまして、可燃物の方を三回

を二回にする方がいいのか、この辺も議論のあるところだと思います。しかし、これは一体どうし

てわかるのだろうかといいますと、現在のいろいろなものを見てみましても、住民の満足度をはか

る以外にどうも手がないわけあります。そういう

ことを考えますと、若干のむだがあつてもやらなければいかぬということではないと私は思いますが、しかばん、それが本当に正しい行政であるか

どうかといふのは、監視しております議会なりそ

ういうところにおける選択の問題ではなかろうか

といふ感じもいたします。ともかくどちらにいたしました。ともかくどちらにいた

火災は発生いたしましたけれども、地域住民の

方々がこれを消すあるいは火事が大きくならない

ように食いとめるというようなことを適切にやつ

て被害は最小限に食いとめることができました。

そしてまた、御承知のようにあの場合、電気、ガ

ス、水道といったライフラインが切斷されました

われわれの務めでありますから、今後ともそういう

努力をしていただきたいと存じております。

○田島委員 その点についてはまだ漠然としませ

んで、最小の経費で最大の効果ということはこ

れは言わなくともわかつておる。ただ、最大の効

果が上がつておるかどうかということをどういう

ふうにして測定するか、測定するための手法を早

く生み出さなければだめだということを言ってお

るわけですけれども、何か私の聞き方が悪いか、

それとも答弁しにくいか、はつきりしないようであります。

続いて、時間がありませんから、消防行政と警

察行政と両方に関連するかもしませんが、いわゆる大震災等の発生に対しています現在、いろいろな避難場所だと避難道路だと防災拠点だとか

うかといふことをやつたことがあります。あります

が、これが全部行き渡るかどうかということをも大変むずかしい問題であります。先ほど清掃の

お話をございましたが、たとえばいま東京で不燃物の収集を週一回やりまして、可燃物の方を三回

を二回にする方がいいのか、この辺も議論のあるところだと思います。しかし、これは一体どうし

てわかるのだろうかといいますと、現在のいろいろなものを見てみましても、住民の満足度をはか

る以外にどうも手がないわけあります。そういう

ことを考えますと、若干のむだがあつてもやらなければいかぬということではないと私は思いますが、しかばん、それが本当に正しい行政であるか

どうかといふのは、監視しております議会なりそ

ういうところにおける選択の問題ではなかろうか

といふ感じもいたします。ともかくどちらにいたしました。ともかくどちらにいた

火災は発生いたしましたけれども、地域住民の

方々がこれを消すあるいは火事が大きくならない

ように食いとめるというようなことを適切にやつ

て被害は最小限に食いとめることができました。

そしてまた、御承知のようにあの場合、電気、ガ

ス、水道といったライフラインが切斷されました

われわれの務めでありますから、今後ともそういう

努力をしていただきたいと存じております。

○田島委員 消防庁さんはそれはいろいろ検討

されておるでしようけれども、いまも消防部長官

ですか、地域消防を一生懸命考へておる。地域消

防ということは一般住民も参加する。その参加す

る一般住民は、煙が出て、その煙の中でマスクも

なくして何かできますか。

この点、時間がなくなりましたから、大臣にせ

ひ御答弁をいただきたいと思うのですけれども、

都市部において大震災等が起きた場合にこわいの

は、いま申し上げたとおり、二次災害の火が出た

場合の火ではなくて煙だと思うのですよ。その際

に住民が大変頼りにする警察、消防の皆さんに果

たしてガスマスクが十分に行き渡っているのかど

うなのか。マスクもなしに煙の中一生懸命住民

を守れといったって、それは無理な話。人間様である以上それは無理ですから、そういう点についてぜひ御考慮をしていただくと同時に、そのことについてお考えを聞かしていただきたい。

○近藤(陸)政府委員 先ほど自主防災組織について申し上げましたけれども、現在の段階では、全國の都市部のうちで約二割程度しかまだ組織されておりません。そして、その自主防災組織を持つておるところではそれぞれ必要に応じまして、たとえば防火水槽あるとかあるいは可搬式のポンプであるとか、その他必要な消防器具器材というものを整備しているわけでございます。私どもそれに必要な財源といいたしまして御承知のように、昨年から国庫補助制度も創設しておるわけでございます。

いまガスマスクのお話ございましたけれども、ガスマスクというのがどの程度普遍的に必要であるのか。そういったものを大量に発生するような工場の周辺といったようなところにおいてはあるいは必要があるかもしれません。その消防の器具器材、何が必要であるかということは、その地域によっていろいろ実情が違いますので、私どもモデル防災センターにおきましては、地域の実情に合うものを整備し、それに対して補助制度を設けるということにしておりますので、必要があればそれも当然、補助対象にして整備をしていきたいと思います。

○鈴木(貞)政府委員 御質疑に警察関係ということもございましたが、仰せの災害対策器材の中での、私の方は空気呼吸器と言いますガスマスクですが、率直に言いましてきわめて数は少のうござります。大都市、地方を含めまして、年々こういふた災害対策器材の充実には努めておるところでございますが、おっしゃるとおり津波それから火災、こういった第二次災害に伴う被害というのは一番大きいわけでございまして、そういう際、こういった整備につきましてもこれからもひとつ努力していきたい、こう思います。

○田島委員 時間がありませんから、大臣に特にお願いをして質問を終わりたいと思いますけれども、いまの都市における防災対策というの、ちょっとと考えてみただければわかりますが、道路は、避難道路といったつてふだんでもいっぽいなんですから、あれがパニック状況になつたら全然使い物にならぬことは、警視庁さんで調べてくれて大変いいデータを出してくれたことで御承知のとおり。本当の避難道路として使えるとすれば、二百メートルぐらいの幅員があつて、両側五十メートルぐらいずつ緩衝地帯、真ん中百メートルぐらいの道路でなければ、本物の逃げ回る道路にはならぬと思うのですけれども、そんな道路がこれからできるはずがない。いま現在ある道路を避難道路にするといったって、こんなものは使い物にならぬことは明らか。しかも避難場所、はなはだしきは十何キロも向こうの方までお年寄り、子供たちに駆けて逃げていけといつたって、そんなこともできるはずのものではない。

したがつて、そういう客観情勢からすれば、いやでもできるだけ踏みとどまつて、火をできるだけ出さぬ、せめて自分の家からだけは火を出さぬといふような考え方ですることの方が、むしろよけいな道具も何も要らぬで、それから避難場所だやれ何だと言わぬで効果のある防災対策が現実に生まれてくるだろうと思ふのですけれども、その場合、絶対必要なものはマスクだと思うのです。一生懸命住民の期待にこたえて指導あるいは救護、教養をしてくれる警察、消防が満足にマスクを講ずることとする一方、標準的な水準を超える新築住宅及びその土地を特例措置の対象から除外する等特別措置の整理合理化を行うこととしたしております。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。まず、個人の所得割につきましては、低所得者層の負担の軽減を図るために、課税最低限の引き上げを行うこととし、基礎控除、

○塙谷委員長 内閣提出に係る地方税法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。後藤田国務大臣。

〔本号末尾に掲載〕

○田島委員 終わります。

○塙谷委員長 内閣提出に係る地方税法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。後藤田国務大臣。

〔本号末尾に掲載〕

○後藤田国務大臣 ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明を申し上げます。

明年度の地方税制につきましては、現下の厳しい財政事情と地方税負担の現状にかんがみ、税負担の適正合理化と既存税制による税源の充実確保を図ることを基本として、個人住民税の課税最低限を引き上げるとともにその減収に対処するため市町村民税の所得割の税率適用区分に所要の調整を加え、個人住民税均等割及び事業所税の税率を引き上げ、不動産取得税の非課税等の特別措置の整理合理化を行い、ガス税の免税点を引き上げる等の措置を講ずることとするほか、地方道路譲与税の譲与の基準を改めるとともに、公社有資産所在市町村納付金に係る納付金算定標準額の特例について整理合理化を図る等の必要がありました。

次に、個人の均等割につきましては、地方公共団体の行政サービス水準の上昇、物価水準の変動等を考慮して、道府県民税の標準税率を二百円、市町村民税の標準税率を三百円それぞれ引き上げることとしております。

その二は、不動産取得税についての改正であります。不動産取得税につきましては、国民の持続等を考慮して、道府県民税の標準税率を四百円引き上げることとしております。

その三は、不動産取得税につきましては、国民の持続等を考慮して、道府県民税の標準税率を三百円引き上げることとしております。

その三は、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税についての改正であります。たばこ消費税につきましては、たばこの定価改定に伴つて予想される税収の変動の平準化を図るため、昭和十五年度及び昭和五十六年度における製造たばこ

の売り渡し本数について、所要の補正を行うこといたしております。

その四は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。固定資産税及び都市計画税につきましては、外國貿易用コンテナに係る課税標準の特例措置等の整理合理化を行うほか、原油備蓄施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長することいたしております。

その五は、電気税及びガス税についての改正であります。電気税につきましては、産業用電気に係る非課税措置の見直しを行い、二品目に係る非課税措置を廃止することいたしております。

その六は、電気税につきましては、住民負担の軽減を図ることといたしております。

また、ガス税につきましては、住民負担の軽減を図ることといたしておられます。

その七は、専修学校において直接教育の用に供する電気及びガスを非課税とすることといたしております。

その八は、自動車取得税についての改正であります。自動車取得税につきましては、地方道路財源の確保を図るために、軽自動車以外の自家用自動車に係る税率等の特例措置の適用期限を三年延長することといたしております。

その九は、事業所得税についての改正であります。事業所得につきましては、都市環境整備事業に係る税率を一平方メートルにつき五百円に、新增設に係るものとの税率を一平方メートルにつき六千円にそれぞれ引き上げることといたしております。

その十は、国民健康保険税についての改正であります。国民健康保険税につきましては、被保険者の所得水準の上昇等を勘案して、課税限度額を二十四万円に引き上げることといたしております。

第二は、地方道路譲与税法の改正に関する事項であります。第三十四条第一項第六号から第九号までの改正は、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労者控除の額を現行の十九万円から二十一万円に引き上げることといたしております。

第三は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正に関する事項であります。日本国有鉄道に係る市町村納付金につきましては、車庫関連構築物に係る納付金算定標準額の特例措置の縮減を図るほか、日本国有鉄道が政府の補助を受けて、なだれ、落石等による災害の防止または海岸等の保全のために敷設した構築物について特例措置を講ずることといたしております。

このほか、地方税制の合理化を図るために所要の規定の整備を行っております。

以上の改正の結果、明年度におきましては、個人住民税の課税最低限の引き上げ等により九百五十四億円の減税を行う一方、市町村民税所得割の税率適用区分の調整、個人住民税均等割及び事業所得の税率の引き上げ等により二千二百二十二億円の増収が見込まれておりますので、差し引き千百六十八億円の増収となる見込みであります。

以上が、地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○ 塩谷委員長 引き続き、本案について補足説明を聽取いたします。石原税務局長。

○ 石原政府委員 ただいま説明いたしました地方法等の一部を改正する法律案の主要な内容につきましてお聞きいたします。

次は、不動産取得税の改正であります。

第七十二条の二十二第四項の改正は、環境衛生同業小組合を特別法人に加えようとするものであります。

次は、不動産税の改正であります。

第七十三条の五の改正は、農用地開発公团から譲り渡しを受けた八郎潟新農村建設事業に係る土地及び石炭鉱業合理化事業団が買収する鉱業施設の取得に係る非課税措置を廃止しようとするものであります。

第一は、地方税法の改正であります。二ページをお開きいただきます。

第三十四条第一項第六号から第九号までの改正は、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労者控除の額を現行の十九万円から二十一万円に引き上げることといたしております。

第三百四十四条の二の改正は、道府県民税と同様

に、特別障害者控除の額を現行の二十一万円から二十三万円にそれぞれ引き上げようとするものであります。

第三十四条第一項第十号及び第十一号並びに同条第二項の改正は、基礎控除及び配偶者控除の額を現行の二十一万円から二十二万円に、扶養控除または海岸等の保全のために敷設した構築物について特例措置を講ずることといたしてあります。

このほか、基础控除及び配偶者控除の額を現行の二十万円から二十二万円に、老人扶養控除の額を現行の二十一万円から二十三万円に、夫婦子二人の給与所得者の場合、現行の百四十九万円から百五十八万四千円に引き上げようとするものであります。

なお、基礎控除の額等の引き上げによって、住民税の課税最低限は、夫婦子二人の給与所得者の場合、現行の百四十九万円から百五十八万四千円に引き上げられることになります。

第三十四条第三項及び第五項の改正は、扶養控除の額が基礎控除及び配偶者控除の額と同額となることに伴い配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族に係る扶養控除を一般の扶養控除に吸収するとともに、新たに同居している自己または配偶者の直系尊属が老人扶養親族に該当する場合には同居者扶養控除二十六万円を適用しようとするものであります。

次は、事業税の改正であります。

第三十八条の改正は、個人の均等割の標準税率を現行の三百円から五百円に引き上げようとするものであります。

次は、事業税の改正であります。

第七十二条の二十二第四項の改正は、環境衛生同業小組合を特別法人に加えようとするものであります。

次は、不動産税の改正であります。

第七十三条の五の改正は、農用地開発公團から譲り渡しを受けた八郎潟新農村建設事業に係る土地及び石炭鉱業合理化事業団が買収する鉱業施設の取得に係る非課税措置を廃止しようとするものであります。

第一は、地方税法の改正であります。

第三十四条第一項第六号から第九号までの改正は、新築住宅の用に供する土地の不動産取得税の減額措置に準ずる減額措置を講ずることとし、この場合、これらの減額措置は、徵收猶予がない場合等を除き、土地の取得者からこれらに限り適用しようとするものであります。

第七十三条の二十二第五から第七十三条の二十七までの改正は、既存住宅の用に供する土地についてもその取得の日から一年以内の期限を限って、減額相當額の徵收猶予を認めようとするものであります。

次は、狩獵者登録税の改正であります。

第二百三十七条第一項の改正は、道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち一定の被扶養者を軽減税率の適用対象から除外しようとするものであります。

次は、市町村民税の改正であります。

第三百十条の改正は、個人の均等割の標準税率を、人口による市町村の区分に応じて、現行の千七百円、千二百円または七百円からそれぞれ二千円、千五百円または千円に引き上げるとともに、その制限税率をそれぞれ二千六百円、二千円または千四百円に引き上げようとするものであります。

第三百十四条の二の改正は、道府県民税と同様

措置を講ずることとし、この場合、これらの特例措置は、住宅の取得者からこれらの特例措置の適用があるべき旨の申告があつた場合に限り適用しようとするものであります。

第七十三条の十四第六項及び第十二項の改正は、森林組合等が林業等振興資金通暫定措置法に基づく資金の貸し付けを受けて取得する一定の共同利用施設及び日本労働者住宅協会が取得する一定の業務の用に供する土地について課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

第七十三条の二十四の改正は、新築住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置の対象を現行の二十一万円から二十二万円に、扶養控除を現行の二十万円から二十二万円に、老人扶養控除の額を現行の二十一万円から二十三万円に、夫婦子二人の給与所得者の場合、現行の百四十九万円から百五十八万四千円に引き上げることになります。

第三十四条第三項及び第五項の改正は、扶養控除の額が基礎控除及び配偶者控除の額と同額となることに伴い配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族に係る扶養控除を一般の扶養控除に吸収するとともに、新たに同居している自己または配偶者の直系尊属が老人扶養親族に該当する場合には同居者扶養控除二十六万円を適用しようとするものであります。

第七十三条の二十二第五から第七十三条の二十七までの改正は、既存住宅の用に供する土地についてもその取得の日から一年以内の期限を限って、減額相當額の徵收猶予を認めようとするものであります。

でありますので説明を省略させていただきます。

第三百十四条の三及び第三百二十八条の三の改正は、市町村民税の所得割について、税率の適用区分に所要の調整を加えようとするものであります。

次は、固定資産税の改正であります。

第三百四十八条第二項の改正は、農林漁業団体職員共済組合の保健施設の用に供する固定資産に係る非課税措置を廃止しようとするものであります。

第三百四十九条の三第二項、第六十項及び第二十五項の改正は、車庫関連構築物及び一般自動車道構築物に係る課税標準の特例措置を縮減しようとするものであります。

第三百四十九条の三第二項、第六十項及び第二十五項の改正は、ガス税及びガス税の改正であります。

第四百八十九条第一項の改正は、ガス税及び硫酸化炭素に係る電気税の非課税措置を廃止しようとするものであります。

第四百八十九条第九項及び第四百八十九条の二第二項の改正は、専修学校において直接教育の用に供する電気及びガスについて非課税としようとするものであります。

第四百九十条の二第二項の改正は、ガス税の免稅点を一万円に引き上げようとするものであります。

次は、特別土地保有税の改正であります。

第五百八十六条第二項及び第六百一条第一項の改正は、過疎地域対策緊急措置法の失効等に伴う規定の整備をしようとするものであります。

第七百一一条の四十二の改正は、資産割の税率を一平方メートルにつき五百円に、新增設に係るもののが一平方メートルにつき六千円にそれぞれ引き上げようとするものであります。

次は、国民健康保険税の改正であります。

第七百三十三条の四第四項の改正は、課税限度額を二十四万円に引き上げようとするものであります。

次は、附則の改正であります。

附則第四条及び第五条の改正は、個人の道府県民税及び市町村民税について、株式等の配当所得に係る課税の特例措置を三年度間、証券投資信託の収益の分配に係る配当控除の特例措置を三年間

それぞれ延長しようとするものであります。

附則第八条及び第九条の改正は、租税特別措置法の改正に伴う規定の整備であります。

附則第十条の改正は、地方住宅供給公社から当該公社が組織変更前に取得していた住宅及び土地の譲り渡しを受けた場合の不動産取得税の非課税措置を廃止しようとするものであります。

附則第十一条の改正は、不動産取得税について、特定船舶製造業安定事業協会が特定船舶製造業者から買い入れる一定の不動産に係る課税標準の特例措置を廃止し、農業委員会のあせんによる農地の交換分合に係る農地、日本自動車ターミナル株式会社が直接その本来の事業の用に供する家屋、都市計画において定められた路外駐車場の用に供する家屋及びフェリー埠頭の用に供する家屋の取得に係る課税標準の特例措置を縮減するとともにその適用期限をそれぞれ二年延長し、たばこ耕作組合等が日本専売公社の補助を受けて取得する共同利用施設に係る課税標準の特例対象に土壟改良用施設等を加え、國の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得した農林漁業者の共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第三十二条の二第二項の改正は、旧過疎地域対策緊急措置法による過疎地域内における一定の工場用地について、同法の失効後も引き続き特別土地保有税を非課税としようとするものであります。

附則第三十二条の二第二項の改正は、自動車取得税について、地方生活路線バスに係る非課税措置の適用期限を二年延長し、自家用の自動車の取得に係る税率及び自動車の取得に係る免稅点の特例措置の適用期限を三年延長しようとするものであります。

附則第三十二条の三第二項の改正は、地域振興整備公団が造成した土地の譲渡を受けて設置した構築物に係る市町村納付金の納付金算定標準額の特例措置を縮減するとともに、政府の補助を受けて敷設するなだれ、落石等対策のための構築物に係る納付金算定標準額の特例措置を創設しようとするものであります。

附則第十七項の改正は、日本国有鉄道の車庫閑

庫及び埠頭の用に供する家の取得に係る課税標準及び自動車の取得に係る免稅点の特例措置の適用期限を三年延長しようとするものであります。

附則第十九条の二の改正は、昭和四十八年度に五から第七十三条の二十七の改正に伴う規定の整備であります。

附則第十九条の二の改正は、第七十三条の二十は、長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例について、昭和五十六年度以後特別控除後の譲渡益四千万円以下の部分は道府県民税百分の二、市町村民税百分の四の税率により、特別控除後の譲渡益四千万円を超える部分は譲渡益四千万円を超える部分の三分の一と譲渡益八千万円を超える部分の四分の三との合計額を総合課税した場合の上積み税額により課税することとした上、適用期限の定めを廃止しようとするものであります。

附則第十二条の二の改正は、昭和五十五年度分及び昭和五十六年度分の道府県民税及び市町村たばこ消費税に限り、課税標準算定の基礎

となる額に乗ずべき製造たばこの本数については、製造たばこの本数に一定の率を乗じて得た本数としようとするものであります。

附則第三十五条の二の二第一項の改正は、個人の市町村民税について、農業生産法人に農地等を現物出資した場合の譲渡所得に係る納期限の特例法の改正に伴う規定の整備であります。

附則第十五条の改正は、外国貿易用コンテナ、カーフェリー埠頭、職業訓練法の職業訓練施設及び野菜供給安定基金の保管施設に係る固定資産の譲り渡しを受けた場合の不動産取得税の非課税措置を廃止しようとするものであります。

附則第十一条の改正は、地方道路譲与税法の改正であります。

附則第十二条の二の改正は、地方交付税法における

收入超過団体に係る地方道路譲与税の譲与基準に

ついて、前年度の譲与額に政令で定める率を乗じて得た額を譲与の限度としている部分を廃止しようとするものであります。

附則第十三条の二の改正は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の改正であります。

附則第十七条の改正は、日本国有鉄道の車庫閑

庫及び埠頭の用に供する家の取得に係る課税標準額の特例措置を縮減するとともに、政府の補助を受けて敷設するなだれ、落石等対策のための構築物に係る納付金算定標準額の特例措置を創設しようとするものであります。

附則第十九条の二の改正は、昭和五十六年十一月十二日まで延長しようとするものであります。

「十一万円」に、「二十一万円」を「二十三万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「十九万円」を「二十一万円」に改め、同項第十号中「二十一万円」を「二十二万円」に改め、同項第十号中「二十万円」を「二十二万円」に、「二十一万円」を「二十三万円」に改め、同条第二条中「二十一万円」を「二十二万円」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項第十一号の金額は、所得割の納税義務者の有する老人扶養親族が当該納税義務者

又は当該納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該納税義務者は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、当該老人扶養親族については、二十六万円とする。

34 第三条第五項中「、所得割」を「又は所得割」に、「老人扶養親族若しくはその他の扶養親族」を同項に規定する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくは老人扶養親族以外の扶養親族に改め、「又は所得割の納税義務者に配偶者がないかどうか」を削る。

第三十八条第五項中「三百円」を「五百円」に改める。

37 第二条の十四第一項中「第四号から第七号まで」を「第六号から第九号まで」に改める。

第七十二条の二十一第四項第四号中「環境衛生同業組合会」の下に「環境衛生同業小組合」を加える。

38 第七十三条の五中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

39 第七十三条の十四第一項を次のように改め。

住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、政令で定めるものに限る）をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、一戸につき三百五十万円（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）

にあつては、居住の用に供するため独立的に区画された一部で政令で定めるものに区画された一部で政令で定めるものとする。

4 第七十三条の十四第二項中「住宅を建築した者」を「住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下本項及び第四項において同じ。）をした者」に、「建築に係る住宅をもつて一戸の住宅とみなして」を「住宅の建築をもつて一戸の住宅の建築とみなして」に改め、同条中第十項を第十三項とし、第九項を第十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

12 日本労働者住宅協会が日本労働者住宅協会法（昭和四十年法律第百三十三号）第二十三

条第二号又は第三号に規定する業務の用に供する土地を取得した場合における当該土地の

取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、前項に規定する場合を除き、当該土地の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

4 第七十三条の十四中第八項を第十項とし、第

五項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、同条

第四項中「林業労働安全衛生施設資金の貸付け」

の下に「若しくは林業等振興資金融通暫定措置

法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条第一号

の規定により都道府県に対し貸し付けられる資

金を基礎として行われる資金の貸付け」を加え、

同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項

とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 個人（自己の所有する住宅に居住していた

者で政令で定めるものを除く。）が住宅（人の

居住の用に供されたことのないものの購入を含

むものとし、政令で定めるものに限る）をし

た場合における当該住宅の取得に対して課す

不動産取得税の課税標準の算定については、一

一項の規定により控除するものとされていた額を価格から控除するものとする。

4 第一項及び前項の規定は、当該住宅の取得の日から六十日以内に、当該住宅の取得者から、自治省令で定めるところにより、当該住宅が、住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該住宅が、建築後一年以内に、その住宅と一緒にとなるべき住宅として新築された住宅である場合又はその住宅に増築された住宅である場合においては、最初の住宅の建築に係る住宅の取得につき、その取得の日から六十日以内に、第一項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用するものとする。

4 第一項及び前項の規定は、当該土地の取得の日から六十日以内に、当該土地の取得者から、自治省令で定めるところにより、当該土地が、土地の上にある既存住宅一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合は二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

1 土地を取得した者（自己の所有する住宅に居住していた者で政令で定めるものを除く。）が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある既存住宅を取得していた場合

第七十三条の二十四の見出し中「住宅を新築する土地」を「住宅の用に供する土地」に改め、同条第一項中「新築した住宅の床面積」を「新築した住宅（政令で定める住宅に限る。以下本項において「特例適用住宅」という。）一戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するため独立的に区画された一部で政令で定めたものについて）その床面積」に改め、「当該土地の上に新築した住宅一戸について」を削り、同項第一号から第三号までの規定中「住宅」を「特例適用住宅」に改め、同項第四号中「購入した住宅」及び「購入された住宅」を「購入した特例適用住宅」に、「当該住宅」を「当該特例適用住宅」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 道府県は、次の各号の一に該当する場合に

4 第一項及び第二項の規定は、当該土地の取得に対する課税標準の算定により徴収猶予がなされた場合その他政令で定める場合を除き、当該土地の取得の日から六十日以内に、当該土地の取得者から、自治省令で定めるところにより、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該土地の取得の日から六十日以内に、当該土地に隣接する土地である場合においては、最初の取得に係る土地の取得につき、その取得の日から六十日以内に、これらの規定の適用があるべき旨の申告がなされているたその土地に隣接する土地である場合においては、最初の取得に係る土地の取得につき、その取得の日から六十日以内に、これらの規定の適用があるべき旨の申告がなされていては、最初の取得に係る土地の取得につき、その取得の日から六十日以内に、これらの規

5 前二項に定めるもののほか、第一項の特例適用住宅に第七十三条の十四第二項の規定の適用がある場合の第一項の規定の適用その他の

同項及び第二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第七十三条の二十五の見出し中「住宅を新築する土地」を「住宅の用に供する土地」に改め、同条第一項中「前条第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加え、「当該取得の日から二年内」を「同条第一項第一号の規定の適用を受けた土地の取得にあつては当該取得の日から二年内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」に、「同号の規定」を「これらの規定」に改めること。

第七十三条の二十六の見出し中「住宅を新築する土地」を「住宅の用に供する土地」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加える。

第七十三条の二十七の見出し中「住宅を新築する土地」を「住宅の用に供する土地」に改め、同条第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加え、「基いて」を「基づいて」に、「同号の規定」を「これらの規定」に改める。

第二百八十九条第三項中「石炭鉱業合理化臨時措置法」の下に「(昭和三十年法律第百五十六号)」を加える。

第二百三十七条第一項第二号中「要しないもの」を「要しないもののうち、第二十三条规定第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者」に改める。

第二百九十二条第一項第六号及び第七号ロ中「第二十九条の四」を「第二十九条の五」に改める。

第三百十条第一項の表中「千七百円」を「二千円」に、「千二百円」を「一千五百円」に、「七百円」を「千円」に改め、同条第二項中「二千二百円、二千円及び一千六百円及び千円」を「二千六百円、二千円及び一千円」に改める。

一千四百円に改める。

第三百四十八条の二第一項第六号中「十九万円」を「二十一万円」に、「二十一万円」を「二十三万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定

虫「十九万円」を「二十一万円」に改め、同項第十号中「二十万円」を「二十二万円」に改め、同項第十一号中「二十万円」を「二十二万円」に、「二十一万円」を「二十三万円」に改め、同条第二項

中「二十一万円」を「二十二万円」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項第十一号の金額は、所得割の納税義務者又は当該納税義務者の配偶者の直系尊属で、

かつ、当該納税義務者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、当該老人扶養親族については、二十六万円とする。第三百四十八条の二第五項中「所得割」を「又は所得割」に、「老人扶養親族若しくはその他の扶養親族」を「同項に規定する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくは老人扶養親族以外の扶養親族」に改め、「又は所得割の納税義務者に配偶者がないかどうか」を削る。

第三百四十八条の三第一項の表及び第三百二十九条の三の表を次のように改める。

第三百四十八条の三第一項の表及び第三百二十九条の三の表を次のように改める。

三十万円以下の金額	百分の二
三十万円を超える金額	百分の三
四十五万円を超える金額	百分の四
七十万円を超える金額	百分の五
百万円を超える金額	百分の六
百三十万円を超える金額	百分の七
二百三十万円を超える金額	百分の八
三百七十万円を超える金額	百分の九
五百七十万円を超える金額	百分の十
九百五十万円を超える金額	百分の十一
一千九百万円を超える金額	百分の十二
二千九百万円を超える金額	百分の十三
四千九百万円を超える金額	百分の十四

道」を「又は日本国有鉄道」に改め、「又は政令で定める車庫の新設若しくは増設」を削り、同条

第四項中「第六項」を「次項」に改め、同条第十六項中「三分の一」を「二分の一」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第十七項中「第一項の

規定の適用を受けるものを除く。」を「第二項本文の規定に該当するものを除く。」に改め、同条

に次の二項を加える。

25 地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄

道業者又は軌道経営者が政令で定める車庫の新設又は増設をするために敷設した地方鉄道又は軌道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物(第二項本文の規定に該

当するものを除く。)に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該構築物に対して新たに固定資産税が課さ

れることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該構築物の価格の二分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税につ

いては当該構築物の価格の四分の三の額とす

る。ただし、当該構築物のうち、地方鉄道又は軌道と道路とを立体交差させるために新たに新たに建設された立体交差化施設に係る線路設備

で自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該線路設備の価格の三分の一(当該線路設備に対する新たな固定

資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該線路設備

の価格の六分の一)の額とする。

22 金属ソーダ及び塩素酸ソーダ(電解

法によるものに限る。)

第四百八十九条第九項及び第四百八十九条の二第二項中「同条」を「同法第八十二条の二の專

修学校(これに附置する施設を含む。)、同法第一項に改める。

第四百九十条の二第二項中「七千円」を「一万円」に改める。

第五百八十六条第二項第一号中チを削り、リ

チとし、ヌをリとし、ルをヌとし、同項第二十九号中「第七十三条の五第一項、第二項若し

くは第四項」を「第七十三条の五」に改める。

第六百一条第一項中「又は第二項」を削る。

年一月一日まで」を「昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日まで」に、「五年度分」を「三年度分」に改め、同条第十二項中「昭和五十四年一月一日まで」を「昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日までの間」に、「二分の二」を「三分の二」に改める。

附則第三十一条の二第一項前段中「若しくは当該承認」を「又は当該承認」に、「若しくは機械を「又は機械」に改め、「又はその取得」を削り、同項後段を削り、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 市町村は、昭和五十五年三月三十一日において旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第二条第一項に規定する税額に限りを「当分の間」に、「第三十七条第五項」を「第三十七条第五項（第三十七条の五第二項）」に、「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「附則第三十一条の二第一項」を「第一項」に、「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

附則第三十二条の三第二項中「昭和五十五年九月三十日」を「昭和五十六年十一月二日」に改める。

附則第三十四条第一項中「昭和五十年度から昭和五十六年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り」を「当分の間」に、「第三十七条第五項」を「第三十七条第五項（第三十七条の五第二項）」に、「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、「第一項」を「第一項又は第二項」に、「本項」を「本項」に、「四分の三」を「四分の三（地方税率）」に改め、同項第一号中「二千円」を「四千円」に改め、同項第二号中「が二千円」を「が八千円」に改め、「四十万円」を「八十万円」に、「本項」を「本項」に、「四分の三」を「四分の三（地方税率）」に改め、同項第一号中「が二千円」を「が八千円」に改め、「四十万円」を「八十万円」に、「本項」を「本項」に、「四分の三」を「四分の三（地方税率）」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 課税長期譲渡所得金額のうち八千万円以下の部分の金額については、「二分の一」に、「うち二千万円」を「うち四千万円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 課税長期譲渡所得金額が四千万円を超えて八千万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額

イ 八十万円

ロ 課税長期譲渡所得金額につき、本項の規定の適用がないものとした場合に算出される道府県民税の所得割の額のうち、當該課税長期譲渡所得金額が四千万円を超えて八千万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額

イ 八十万円

二 課税長期譲渡所得金額につき、本項の規定の適用がないものとした場合に算出される道府県民税の所得割の額のうち、當該課税長期譲渡所得金額が四千万円を超えて八千万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額

イ 八十万円

二 課税長期譲渡所得金額につき、本項の規定の適用がないものとした場合に算出される道府県民税の所得割の額のうち、當該課税長期譲渡所得金額が四千万円を超えて八千万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額

イ 八十万円

二 課税長期譲渡所得金額につき、本項の規定の適用がないものとした場合に算出される道府県民税の所得割の額のうち、當該課税長期譲渡所得金額が四千万円を超えて八千万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額

イ 八十万円

三 第五百八十六条第四項の規定は、前二項の場合について準用する。

附則第三十一条の三第三項中「特定船舶製造業安定事業協会法」の下に「（昭和五十三年法律第二百三号）」を加える。

附則第三十二条第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第四項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条の二第一項中「前条第一項第一号又は第二号」を「前条第一項各号」に改め、同項第二号イ中「二千円以下で、かつ、当該

附則第三十二条の三第二項中「昭和五十五年九月三十日」を「昭和五十六年十一月二日」に改める。

附則第三十四条第一項中「昭和五十年度から昭和五十六年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り」を「当分の間」に改める。

附則第三十五条の二の二第一項中「昭和五十五年六月」を「昭和五十七年六月」に改める。

附則第三十四条の二第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

附則第三十六条第一項中「昭和五十年度から昭和五十六年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り」を「当分の間」に改める。

別表第一中「退職第一 退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表」を「別表第一 退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表（第五十号まで）」を「第七号まで」に改め、同条第六項中「第六号」を「第七号」に改める。

附則第三十四条の三第一項中「昭和五十五年六月」を「昭和五十七年六月」に改める。

別表第二を次のように改める。

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額				退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額				退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額				退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,000	円 未 満	0	50,000	52,000	54,000	460	450	100,000	102,000	900	174,000	178,000	1,560	1,560	1,560
6,000	8,000	8,000	50	56,000	58,000	500	480	104,000	102,000	910	178,000	182,000	1,600	1,600	1,600
8,000	10,000	10,000	70	58,000	60,000	520	480	106,000	104,000	930	182,000	186,000	1,630	1,630	1,630
10,000	12,000	90	60,000	62,000	540	480	108,000	106,000	950	186,000	190,000	1,670	1,670	1,670	
12,000	14,000	100	62,000	64,000	550	480	110,000	108,000	970	190,000	194,000	1,710	1,710	1,710	
14,000	16,000	120	64,000	66,000	570	480	114,000	112,000	990	194,000	198,000	1,740	1,740	1,740	
16,000	18,000	140	66,000	68,000	590	480	116,000	114,000	1,000	198,000	202,000	1,780	1,780	1,780	
18,000	20,000	160	68,000	70,000	610	480	118,000	116,000	1,020	202,000	206,000	1,810	1,810	1,810	
20,000	22,000	180	70,000	72,000	630	480	120,000	118,000	1,040	206,000	210,000	1,850	1,850	1,850	
22,000	24,000	190	72,000	74,000	640	480	122,000	120,000	1,060	210,000	214,000	1,890	1,890	1,890	
24,000	26,000	210	74,000	76,000	660	480	124,000	122,000	1,080	214,000	218,000	1,920	1,920	1,920	
26,000	28,000	230	76,000	78,000	680	480	126,000	124,000	1,100	218,000	222,000	1,960	1,960	1,960	
28,000	30,000	250	78,000	80,000	700	480	130,000	128,000	1,130	222,000	226,000	1,990	1,990	1,990	
30,000	32,000	270	80,000	82,000	720	480	134,000	132,000	1,170	226,000	230,000	2,030	2,030	2,030	
32,000	34,000	280	82,000	84,000	730	480	136,000	134,000	1,200	230,000	234,000	2,070	2,070	2,070	
34,000	36,000	300	84,000	86,000	750	480	138,000	136,000	1,240	234,000	238,000	2,110	2,110	2,110	
36,000	38,000	320	86,000	88,000	770	480	140,000	138,000	1,270	238,000	242,000	2,150	2,150	2,150	
38,000	40,000	340	88,000	90,000	790	480	142,000	140,000	1,310	242,000	246,000	2,190	2,190	2,190	
40,000	42,000	360	90,000	92,000	810	480	144,000	142,000	1,350	246,000	250,000	2,230	2,230	2,230	
42,000	44,000	370	92,000	94,000	820	480	146,000	144,000	1,380	250,000	254,000	2,270	2,270	2,270	
44,000	46,000	390	94,000	96,000	840	480	148,000	146,000	1,420	254,000	258,000	2,310	2,310	2,310	
46,000	48,000	410	96,000	98,000	860	480	150,000	148,000	1,450	258,000	262,000	2,350	2,350	2,350	
48,000	50,000	430	98,000	100,000	880	480	152,000	150,000	1,490	262,000	266,000	2,390	2,390	2,390	

退職所得控除控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額									
円 274,000	円 278,000	円 2,460	円 374,000	円 378,000	円 3,360	円 516,000	円 522,000	円 4,640	円 666,000	円 672,000	円 6,290
278,000	282,000	2,500	378,000	382,000	3,400	522,000	528,000	4,690	672,000	678,000	6,370
282,000	286,000	2,530	382,000	386,000	3,430	528,000	534,000	4,750	678,000	684,000	6,450
286,000	290,000	2,570	386,000	390,000	3,470	534,000	540,000	4,800	684,000	690,000	6,530
290,000	294,000	2,610	390,000	396,000	3,510	540,000	546,000	4,860	690,000	696,000	6,610
294,000	298,000	2,640	396,000	402,000	3,560	546,000	552,000	4,910	696,000	702,000	6,690
298,000	302,000	2,680	402,000	408,000	3,610	552,000	558,000	4,960	702,000	708,000	6,770
302,000	306,000	2,710	408,000	414,000	3,670	558,000	564,000	5,020	708,000	714,000	6,850
306,000	310,000	2,750	414,000	420,000	3,720	564,000	570,000	5,070	714,000	720,000	6,930
310,000	314,000	2,790	420,000	426,000	3,780	570,000	576,000	5,130	720,000	726,000	7,020
314,000	318,000	2,820	426,000	432,000	3,830	576,000	582,000	5,180	726,000	732,000	7,100
318,000	322,000	2,860	432,000	438,000	3,880	582,000	588,000	5,230	732,000	738,000	7,180
322,000	326,000	2,890	438,000	444,000	3,940	588,000	594,000	5,290	738,000	744,000	7,260
326,000	330,000	2,930	444,000	450,000	3,990	594,000	600,000	5,340	744,000	750,000	7,340
330,000	334,000	2,970	450,000	456,000	4,050	600,000	606,000	5,400	750,000	756,000	7,420
334,000	338,000	3,000	456,000	462,000	4,100	606,000	612,000	5,480	756,000	762,000	7,500
338,000	342,000	3,040	462,000	468,000	4,150	612,000	618,000	5,560	762,000	768,000	7,580
342,000	346,000	3,070	468,000	474,000	4,210	618,000	624,000	5,640	768,000	774,000	7,660
346,000	350,000	3,110	474,000	480,000	4,260	624,000	630,000	5,720	774,000	780,000	7,740
350,000	354,000	3,150	480,000	486,000	4,320	630,000	636,000	5,800	780,000	788,000	7,830
354,000	358,000	3,180	486,000	492,000	4,370	636,000	642,000	5,880	788,000	796,000	7,930
358,000	362,000	3,220	492,000	498,000	4,420	642,000	648,000	5,960	796,000	804,000	8,040
362,000	366,000	3,250	498,000	504,000	4,480	648,000	654,000	6,040	804,000	812,000	8,150
366,000	370,000	3,290	504,000	510,000	4,530	654,000	660,000	6,120	812,000	820,000	8,260
370,000	374,000	3,330	510,000	516,000	4,590	660,000	666,000	6,210	820,000	828,000	8,370

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
円 828,000	円 836,000	円 8,470	円 1,028,000	円 1,036,000	円 11,750	円 1,228,000	円 1,236,000	円 15,350	円 1,460,000	円 1,470,000	円 19,800
836,000	844,000	8,580	1,036,000	1,044,000	11,890	1,236,000	1,244,000	15,490	1,470,000	1,480,000	20,020
844,000	852,000	8,690	1,044,000	1,052,000	12,040	1,244,000	1,252,000	15,640	1,480,000	1,490,000	20,250
852,000	860,000	8,800	1,052,000	1,060,000	12,180	1,252,000	1,260,000	15,780	1,490,000	1,500,000	20,470
860,000	868,000	8,910	1,060,000	1,068,000	12,330	1,260,000	1,268,000	15,930	1,500,000	1,510,000	20,700
868,000	876,000	9,010	1,068,000	1,076,000	12,470	1,268,000	1,276,000	16,070	1,510,000	1,520,000	20,920
876,000	884,000	9,120	1,076,000	1,084,000	12,610	1,276,000	1,284,000	16,210	1,520,000	1,530,000	21,150
884,000	892,000	9,230	1,084,000	1,092,000	12,760	1,284,000	1,292,000	16,360	1,530,000	1,540,000	21,370
892,000	900,000	9,340	1,092,000	1,100,000	12,900	1,292,000	1,300,000	16,500	1,540,000	1,550,000	21,600
900,000	908,000	9,450	1,100,000	1,108,000	13,050	1,300,000	1,310,000	16,650	1,550,000	1,560,000	21,820
908,000	916,000	9,590	1,108,000	1,116,000	13,190	1,310,000	1,320,000	16,830	1,560,000	1,570,000	22,050
916,000	924,000	9,730	1,116,000	1,124,000	13,330	1,320,000	1,330,000	17,010	1,570,000	1,580,000	22,270
924,000	932,000	9,880	1,124,000	1,132,000	13,480	1,330,000	1,340,000	17,190	1,580,000	1,590,000	22,500
932,000	940,000	10,020	1,132,000	1,140,000	13,620	1,340,000	1,350,000	17,370	1,590,000	1,600,000	22,720
940,000	948,000	10,170	1,140,000	1,148,000	13,770	1,350,000	1,360,000	17,550	1,600,000	1,610,000	22,950
948,000	956,000	10,310	1,148,000	1,156,000	13,910	1,360,000	1,370,000	17,730	1,610,000	1,620,000	23,170
956,000	964,000	10,450	1,156,000	1,164,000	14,050	1,370,000	1,380,000	17,910	1,620,000	1,630,000	23,400
964,000	972,000	10,600	1,164,000	1,172,000	14,200	1,380,000	1,390,000	18,090	1,630,000	1,640,000	23,620
972,000	980,000	10,740	1,172,000	1,180,000	14,340	1,390,000	1,400,000	18,270	1,640,000	1,650,000	23,850
980,000	988,000	10,890	1,180,000	1,188,000	14,490	1,400,000	1,410,000	18,450	1,650,000	1,660,000	24,070
988,000	996,000	11,030	1,188,000	1,196,000	14,630	1,410,000	1,420,000	18,670	1,660,000	1,670,000	24,300
996,000	1,004,000	11,170	1,196,000	1,204,000	14,770	1,420,000	1,430,000	18,900	1,670,000	1,680,000	24,520
1,004,000	1,012,000	11,320	1,204,000	1,212,000	14,920	1,430,000	1,440,000	19,120	1,680,000	1,690,000	24,750
1,012,000	1,020,000	11,460	1,212,000	1,220,000	15,060	1,440,000	1,450,000	19,350	1,690,000	1,700,000	24,970
1,020,000	1,028,000	11,610	1,220,000	1,228,000	15,210	1,450,000	1,460,000	19,570	1,700,000	1,710,000	25,200

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額									
円 1,710,000	円 1,720,000	円 25,420	円 1,960,000	円 1,970,000	円 31,050	円 2,210,000	円 2,220,000	円 37,620	円 2,460,000	円 2,470,000	円 44,370
1,720,000	1,730,000	25,650	1,970,000	1,980,000	31,270	2,220,000	2,230,000	37,890	2,470,000	2,480,000	44,640
1,730,000	1,740,000	25,870	1,980,000	1,990,000	31,500	2,230,000	2,240,000	38,160	2,480,000	2,490,000	44,910
1,740,000	1,750,000	26,100	1,990,000	2,000,000	31,720	2,240,000	2,250,000	38,430	2,490,000	2,500,000	45,180
1,750,000	1,760,000	26,320	2,000,000	2,010,000	31,950	2,250,000	2,260,000	38,700	2,500,000	2,510,000	45,450
1,760,000	1,770,000	26,550	2,010,000	2,020,000	32,220	2,260,000	2,270,000	38,970	2,510,000	2,520,000	45,720
1,770,000	1,780,000	26,770	2,020,000	2,030,000	32,490	2,270,000	2,280,000	39,240	2,520,000	2,530,000	45,990
1,780,000	1,790,000	27,000	2,030,000	2,040,000	32,760	2,280,000	2,290,000	39,510	2,530,000	2,540,000	46,260
1,790,000	1,800,000	27,220	2,040,000	2,050,000	33,030	2,290,000	2,300,000	39,780	2,540,000	2,550,000	46,530
1,800,000	1,810,000	27,450	2,050,000	2,060,000	33,300	2,300,000	2,310,000	40,050	2,550,000	2,560,000	46,800
1,810,000	1,820,000	27,670	2,060,000	2,070,000	33,570	2,310,000	2,320,000	40,320	2,560,000	2,570,000	47,070
1,820,000	1,830,000	27,900	2,070,000	2,080,000	33,840	2,320,000	2,330,000	40,590	2,580,000	2,590,000	47,340
1,830,000	1,840,000	28,120	2,080,000	2,090,000	34,110	2,330,000	2,340,000	40,860	2,580,000	2,600,000	47,610
1,840,000	1,850,000	28,350	2,090,000	2,100,000	34,380	2,340,000	2,350,000	41,130	2,590,000	2,600,000	47,880
1,850,000	1,860,000	28,570	2,100,000	2,110,000	34,650	2,350,000	2,360,000	41,400	2,600,000	2,610,000	48,150
1,860,000	1,870,000	28,800	2,110,000	2,120,000	34,920	2,360,000	2,370,000	41,670	2,610,000	2,620,000	48,460
1,870,000	1,880,000	29,020	2,120,000	2,130,000	35,190	2,370,000	2,380,000	41,940	2,620,000	2,630,000	48,780
1,880,000	1,890,000	29,250	2,130,000	2,140,000	35,460	2,380,000	2,390,000	42,210	2,630,000	2,640,000	49,090
1,890,000	1,900,000	29,470	2,140,000	2,150,000	35,730	2,390,000	2,400,000	42,480	2,640,000	2,650,000	49,410
1,900,000	1,910,000	29,700	2,150,000	2,160,000	36,000	2,400,000	2,410,000	42,750	2,650,000	2,660,000	49,720
1,910,000	1,920,000	29,920	2,160,000	2,170,000	36,270	2,410,000	2,420,000	43,020	2,660,000	2,670,000	50,040
1,920,000	1,930,000	30,150	2,170,000	2,180,000	36,540	2,420,000	2,430,000	43,290	2,670,000	2,680,000	50,350
1,930,000	1,940,000	30,370	2,180,000	2,190,000	36,810	2,430,000	2,440,000	43,560	2,680,000	2,690,000	50,670
1,940,000	1,950,000	30,600	2,190,000	2,200,000	37,080	2,440,000	2,450,000	43,830	2,690,000	2,700,000	50,980
1,950,000	1,960,000	30,820	2,200,000	2,210,000	37,350	2,450,000	2,460,000	44,100	2,700,000	2,710,000	51,300

退職所得控除控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除控除後 の退職手当等の金額	
以 上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿
2,710,000	円	2,720,000	円	2,960,000	円	3,210,000	円
2,720,000		2,730,000		2,970,000		3,220,000	
2,730,000		2,740,000		2,980,000		3,230,000	
2,740,000		2,750,000		2,990,000		3,240,000	
2,750,000		2,760,000		3,000,000		3,250,000	
2,760,000		2,770,000		3,010,000		3,260,000	
2,770,000		2,780,000		3,020,000		3,270,000	
2,780,000		2,790,000		3,030,000		3,280,000	
2,790,000		2,800,000		3,040,000		3,290,000	
2,800,000		2,810,000		3,050,000		3,300,000	
2,810,000		2,820,000		3,060,000		3,310,000	
2,820,000		2,830,000		3,070,000		3,320,000	
2,830,000		2,840,000		3,080,000		3,330,000	
2,840,000		2,850,000		3,090,000		3,340,000	
2,850,000		2,860,000		3,100,000		3,350,000	
2,860,000		2,870,000		3,110,000		3,360,000	
2,870,000		2,880,000		3,120,000		3,370,000	
2,880,000		2,890,000		3,130,000		3,380,000	
2,890,000		2,900,000		3,140,000		3,390,000	
2,900,000		2,910,000		3,150,000		3,400,000	
2,910,000		2,920,000		3,160,000		3,410,000	
2,920,000		2,930,000		3,170,000		3,420,000	
2,930,000		2,940,000		3,180,000		3,430,000	
2,940,000		2,950,000		3,190,000		3,440,000	
2,950,000		2,960,000		3,200,000		3,450,000	
2,960,000		2,970,000		3,210,000		3,460,000	
2,970,000		2,980,000		67,050		74,920	
2,980,000		2,990,000		67,050		74,920	
2,990,000		3,000,000		67,050		74,920	
3,000,000		3,010,000		67,050		74,920	
3,010,000		3,020,000		67,050		74,920	
3,020,000		3,030,000		67,050		74,920	
3,030,000		3,040,000		67,050		74,920	
3,040,000		3,050,000		67,050		74,920	
3,050,000		3,060,000		67,050		74,920	
3,060,000		3,070,000		67,050		74,920	
3,070,000		3,080,000		67,050		74,920	
3,080,000		3,090,000		67,050		74,920	
3,090,000		3,100,000		67,050		74,920	
3,100,000		3,110,000		67,050		74,920	
3,110,000		3,120,000		67,050		74,920	
3,120,000		3,130,000		67,050		74,920	
3,130,000		3,140,000		67,050		74,920	
3,140,000		3,150,000		67,050		74,920	
3,150,000		3,160,000		67,050		74,920	
3,160,000		3,170,000		67,050		74,920	
3,170,000		3,180,000		67,050		74,920	
3,180,000		3,190,000		67,050		74,920	
3,190,000		3,200,000		67,050		74,920	
3,200,000		3,210,000		67,050		74,920	

退職所得控除額控除後の の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
3,710,000	3,720,000	83,110	3,910,000	3,920,000	89,410	7,400,000	11,400,000	円	38,000,000	58,000,000	円
3,720,000	3,730,000	83,430	3,920,000	3,930,000	89,730						
3,730,000	3,740,000	83,740	3,930,000	3,940,000	90,040						
3,740,000	3,750,000	84,060	3,940,000	3,950,000	90,360						
3,750,000	3,760,000	84,370	3,950,000	3,960,000	90,670						
3,760,000	3,770,000	84,690	3,960,000	3,970,000	90,990						
3,770,000	3,780,000	85,000	3,970,000	3,980,000	91,300						
3,780,000	3,790,000	85,320	3,980,000	3,990,000	91,620						
3,790,000	3,800,000	85,630	3,990,000	4,000,000	91,930						
3,800,000	3,810,000	85,950	4,000,000	4,600,000	11,400,000	19,000,000					
3,810,000	3,820,000	86,260	4,600,000	退職所得控除後の退職手当等の金額に3.15%を乗じて算出した金額から控除した金額	91,300						
3,820,000	3,830,000	86,580	退職所得控除後の退職手当等の金額に3.15%を乗じて算出した金額から控除した金額	91,620							
3,830,000	3,840,000	86,890	退職所得控除後の退職手当等の金額に3.15%を乗じて算出した金額から控除した金額	91,930							
3,840,000	3,850,000	87,210	退職所得控除後の退職手当等の金額に3.15%を乗じて算出した金額から控除した金額	91,930							
3,850,000	3,860,000	87,520	退職所得控除後の退職手当等の金額に3.15%を乗じて算出した金額から控除した金額	91,930							
3,860,000	4,600,000	7,400,000	19,000,000	38,000,000	98,000,000	98,000,000					
3,860,000	3,870,000	87,840	退職所得控除後の退職手当等の金額に3.6%を乗じて算出した金額から控除した金額	91,930							
3,870,000	3,880,000	88,150	退職所得控除後の退職手当等の金額に3.6%を乗じて算出した金額から控除した金額	91,930							
3,880,000	3,890,000	88,470	退職所得控除後の退職手当等の金額に3.6%を乗じて算出した金額から控除した金額	91,930							
3,890,000	3,900,000	88,780	退職所得控除後の退職手当等の金額に3.6%を乗じて算出した金額から控除した金額	91,930							
3,900,000	3,910,000	89,100	退職所得控除後の退職手当等の金額に3.6%を乗じて算出した金額から控除した金額	91,930							

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納稅義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

(地方道路譲与税法の一部改正)

第二条 地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「こえる都道府県」を超える都道府県に、「こえる金額」を「超える金額」に、「こえる場合」を「超える場合」に改め、「金額」とし、当該金額が当該年度の前年度分として譲与された地方道路譲与税の額に政令で定める率を乗じて得た額をこえるときは、当該金額から更にそのこえる金額を控除したを削る。(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

七 政令で定める車庫を新設し、又は増設するために敷設した鉄道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物(第一号に掲げるものを除く。第九号において「車庫関連構築物」という。)で同号に掲げるもの以外のもの		五年度分	五年度分
八 政府の補助を受けて、雪崩、落石等による災害の防止又は海岸若しくは河岸の保全のために敷設した鉄道に係る線路設備で自治省令で定めるもの	五年度から五年度分	四分の三	二分の一
(道府県民税に関する経過措置)	五年度を経過した	三分の一	三分の一

(附則)
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法第四百八十九条、第四百八十九条の二第二項及び第四百九十条の二第二項の改正規定並びに附則第八条及び第九条の規定
- 二 第一条中地方税法第三百二十八条の三及び別表第二の改正規定並びに附則第六条第二項の規定
- 三 第一条中地方税法附則第三十四条から第三十五条まで及び第三十六条第一項の改正規定並びに次条第二項、附則第六条第三項及び第十三条第二項の規定

第三条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。	
附則第十七項の表の第一号中「営業路線の線路を増設し、又は政令で定める車庫を新設し、若しくは増設する」を「又は営業路線の線路を増設する」に、「第七号」を「第九号」に改め、同表の第七号中「又は移設構築物」に改め、同表の第七号とし、同表の第六号の次に次のように加え	
は車庫関連構築物に改め、同号を同表の第九号とし、同表の第六号の次に次のように加え	
る。	
(不動産取得税に関する経過措置)	

- 3 新法第七十三条の十四第一項の規定(購入による住宅の取得に対し課する不動産取得税に関する部分を除く。)は、昭和五十五年七月一日以後に建築された住宅の取得に対し課すべき不動産取得税について適用する。
- 4 旧法第七十三条の十四第一項及び第二項の規定は、新法第七十三条から第三十五条までの規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和五十五年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和五十四年度分までの個人の道府県民税については、なお從前の例による。
- 5 昭和五十五年七月一日前に住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。次項において同じ。)をした場合における当該住宅の取得につき新法第七十三条の十四第一項の規定又は第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法第七十三条の十四第一項の規定の適用を受けようとするときは、新法第七十三条の十四第四項の規定は、適用しない。
- 6 前項に定めるもののほか、昭和五十五年七月一日前に住宅の建築をした者が、同日以後において、当該住宅の建築後一年以内に、その住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合における住宅の取得につき新法第七十三条の十四第一項の規定又は第四項の規定によりなお効力を有することとされる旧法第七十三条の十四第一項の規定の適用を受けようとするときは、新法第七十三条の十四第四項後段の規定は、適用しない。
- 7 昭和五十五年七月一日前において新築された住宅の用に供する土地の取得に係る新法第七十三条の二十四第一項第二号の規定の適用については、同項中「住宅(政令で定める住宅に限る。以下本項において「特例適用住宅」という。)」とあるのは「住宅」と、「一部で政令で定めるもの」とあるのは「一部」として、同項第二号中「特例適用住宅」とあるのは「住宅」とする。
- 8 施行日前に取得された住宅の用に供する土地の取得に係る新法第七十三条の二十四第二項第二号の規定の適用については、同項中「既存住宅」とあるのは「既存住宅」とする。
- 9 昭和五十五年七月一日前の土地の取得につき新法第七十三条の二十四第一項の規定の適用を受けようとするときは、同条第四項の規定は、適用しない。
- 10 前項に定めるもののほか、昭和五十五年七月一日前に土地を取得した者が同日以後において、当該土地を取得した日から一年以内にその土地に隣接する土地を取得した場合における土地の規

取得につき新法第七十三条の二十四第一項の規定の適用を受けようとするとき及び施行日前に土地を取得した者が施行日以後において当該土地を取得した日から一年以内にその土地に隣接する土地を取得した場合における土地の取得につき同条第二項の規定の適用を受けようとするときは、同条第四項後段の規定は、適用しない。

(狩獵者登録税に関する経過措置)

第五条 新法第二百三十七条第一項第二号の規定は、施行日以後に狩獵者の登録を受ける者に対して課すべき狩獵者登録税について適用し、施行日前に狩獵の登録を受けた者に対する狩獵者登録税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和十五年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和五十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百二十八条の三及び別表第二の規定は、昭和五十六年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新法第三百二十八条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

3 新法附則第三十四条から第三十五条までの規定は、昭和五十五年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和五十五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十五年度分の固定資産税から適用し、昭和五十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三第二十五項本文の規定は昭和四十七年一月二日以後において敷設さ

れた同項本文に規定する構築物について、同項ただし書の規定は昭和四十九年一月二日以後において建設された同項ただし書に規定する線路設備について、それぞれ昭和五十五年度分の固定資産税から適用する。

3 昭和五十四年一月一日までに取得された旧法附則第十五条第六項及び第十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(電気税に関する経過措置)

第八条 新法第四百八十九条第一項及び第九項の規定は、昭和五十五年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(ガス税に関する経過措置)

第九条 新法第四百八十九条の二第二項及び第四百九十条の二第二項の規定は、昭和五十五年六月一日以後に使用するガスに対して課すべきガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用したガスに対して課するガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべき料金に係るもの)については、なお従前の例による。

2 新法第七百一条の四十二第二項の規定により新法第七百一条の四十二第二項の規定を適用する場合には、施行日以後に最初に終了する事業年度分の法人の事業又は昭和五十五年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 新法附則第三百二十二条の二第一項の規定は、昭和五十五年六月一日以後に使用するガスに対して課すべきガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用したガスに対して課するガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべき料金に係るもの)については、なお従前の例による。

2 土地保有税については、なお従前の例による。

3 新法第五百八十六条第二項第二十九号の規定(土地の取得に對して課する特別土地保有税に係る部分に限る。)は、昭和五十五年度分の土地に対しても課する特別土地保有税から適用する。

4 昭和五十四年一月一日までに取得された旧法附則第三十一条の二第一項に規定する土地の取得に係る土地の取得に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 昭和五十四年三月三十一日までに行われた旧法附則第三十一条の二第一項に規定する土地の取得に係る土地の取得に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十一条 新法第七百一条の四十二第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十五年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に對して課すべき新法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税(以下次項までにおいて「事業に係る事業所税」という。)について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年前の年分の個人の事業及び施行日前に廃止された個人の事業に對して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 土地保有税については、なお従前の例による。

3 昭和五十四年一月一日までに取得された旧法附則第十五条第六項及び第十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

2 昭和五十四年一月一日までに取得された旧法附則第十五条第六項及び第十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 昭和五十四年一月一日までに取得された旧法附則第十五条第六項及び第十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

2 土地保有税については、なお従前の例による。

3 増築に對して課すべき新法第七百一条の三十二第二項に規定する新增設に係る事業所税(以下この項において「新增設に係る事業所税」といいう。)について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に對して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に係る部分は、昭和五十五年度分の都市計画税から適用し、昭和五十四年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十三条 新法第七百三条の四第四項の規定は、昭和五十五年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十四年度分までの国民健康保険税について課する都市計画税については、なお従前の例による。

2 土地保有税については、なお従前の例による。

3 土地保有税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十四条 新法附則第三十六条第一項の規定は、昭和五十六年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 土地保有税については、なお従前の例による。

3 新法附則第三十六条第一項の規定は、昭和五十六年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方道路譲り与税法の一部改正に伴う経過措置)

譲与税法の規定は、昭和五十五年度分の地方道路譲与税から適用し、昭和五十四年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下この条において「新交納付金法」という。附則第十七項の表の第一号、第三号及び第七号から第九号までの規定は、昭五十六年度分の市町村納付金から適用し、昭和五十五年度分までの市町村納付金については、なお従前の例による。

2 新交納付金法附則第十七項の表の第七号の規定は、昭和四十七年四月一日以後において敷設された同号に掲げる構築物について、昭和五十六年度分の市町村納付金から適用する。

(政令への委任)

第十七条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 地方税法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第三項中「固定資産税」の下に「昭和四十七年一月二日から昭和四十九年一月一日までの間に同項に規定する政令で定める車庫の新設又は増設をするために敷設された構築物に対して課する固定資産税にあつては、昭和五十四年度分までの固定資産税に限る。」を加える。

附則第二十五条第二項中「市町村納付金」の下に「(昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に同表の第一号に規定する

政令で定める車庫の新設又は増設をするために敷設された構築物に係る市町村納付金があつては、昭和五十五年度分までの市町村納付金による。」を加える。

理由

地方財政の実情にかんがみ、地方税負担の現状を勘案しつつその負担の適正合理化及び地方税源の充実を図るために個人住民税の所得控除の額の引上げ及び所得割の税率適用区分の変更、個人住民税均等割及び事業所税の税率の引上げ、不動産取得税の非課税等の特別措置の整理合理化、ガスト税の免税点の引上げ等を行うほか、地方道路譲与税の譲与の基準を改めるとともに、公社有資産所在市町村納付金に係る納付金算定標準額の特例について整理合理化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。